

第2次相生市地域福祉計画

案

平成30年3月
兵庫県 相生市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」とは	1
2 自助・互助・共助・公助の位置づけ	1
3 計画策定の背景と趣旨	2
4 計画の性格と位置づけ	3
5 計画の期間	9
6 計画策定体制	9

第2章 地域福祉を取り巻く相生市の現状

1 統計データからみる状況	11
2 アンケート調査結果からみる状況	22
3 地区別ワークショップのまとめ	38
4 策定委員会での意見	40
5 相生市の地域福祉をめぐる主な課題	42

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	46
2 計画の基本目標	47
3 重点的な取組みの設定	48
4 地域福祉におけるエリア（圏域）のイメージ	55
5 計画の体系	56

第4章 施策の展開

1 そだてよう！ ～支えあいの意識と担い手づくり～	57
2 つなごう！ ～地域共生の福祉ネットワーク～	63
3 まもろう！ ～安全・安心な暮らしと地域社会～	70
4 つくろう！ ～適正なサービスと福祉の基盤～	75

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	81
2 計画の管理と評価	83

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」とは

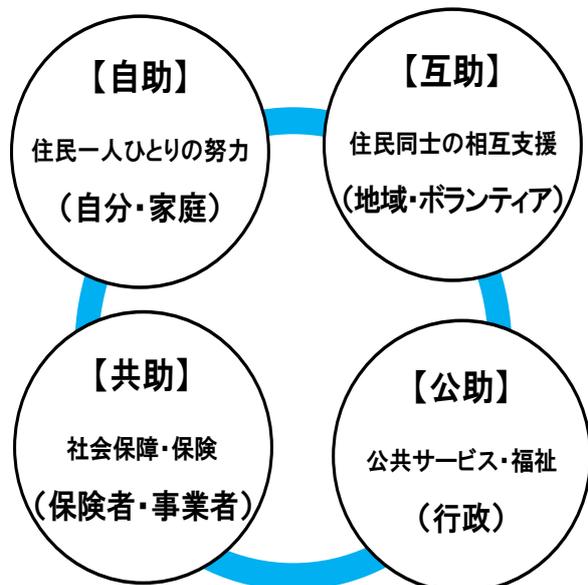
近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者等の孤独死、高齢者や障害のある人、児童に対する虐待や、生活困窮者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域ですべての人々が安心して暮らし続けられるよう、市民・地域・行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考えで、市民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする人を、地域の中で支えていくことが求められます。「地域の問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図る。」という考えを基本に、自分の力で解決する（自助）、個人で解決できない生活課題を地域の住民やボランティアによりお互いに支えあう（互助）、医療、年金、介護保険、社会保険制度等被保険者による相互の負担で成り立つ（共助）、地域や関係団体で解決しきれない問題を公的機関が支援する（公助）という、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の仕組みを一層強化し、市民やボランティア、行政・関係機関がお互い支えあいながら、協働による取組みを推進することが大切になっています。

2 自助・互助・共助・公助の位置づけ

「地域福祉計画」とは、人と人とのつながりを基本として、困った時に助けあう「顔の見える関係づくり」、互いを尊重し支えあう「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を定める計画です。そのためには、市民をはじめ団体や事業所・福祉施設等の担い手が、それぞれの役割の中で関係を構築し、それぞれの連携のもとで、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた計画として推進することが重要となります。

※「互助」と「共助」は相互に支えあうという意味では共通していますが、社会保障制度では、近隣の助けあい、ボランティア等の相互扶助を「互助」、社会保険制度のような制度化された相互扶助を「共助」と区別する場合があります。



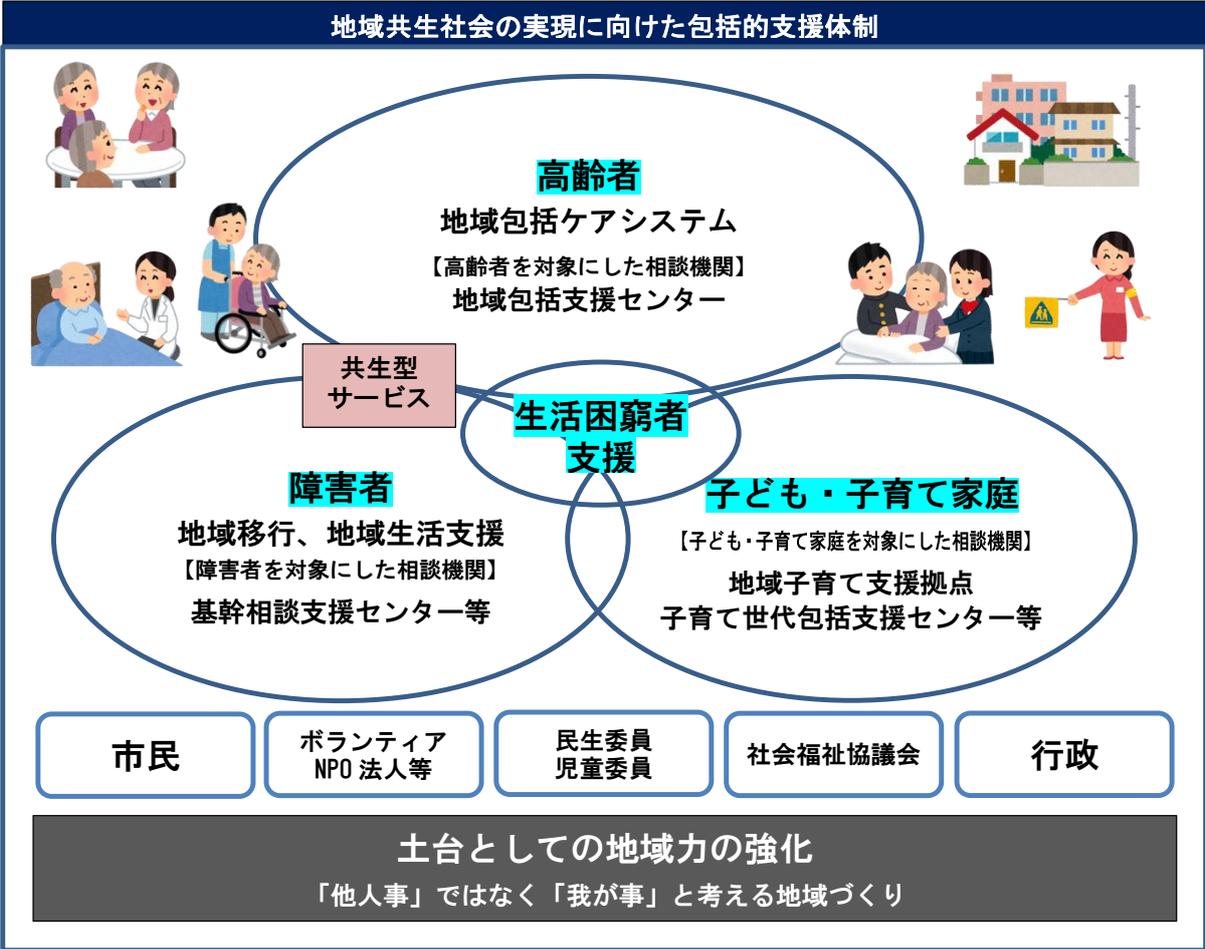
3 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 25 年 3 月に「相生市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進するためのさまざまな施策や事業を展開してきました。

しかしながら、少子高齢化は一層進行し、人々の価値観、ライフスタイルの多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化し、相談支援体制の総合的な強化の必要性、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった諸課題が明らかになってきました。

また、計画策定時には、東日本大震災の経験から、避難行動要支援者の支援体制の必要性が注目されましたが、その後も、生活困窮者自立支援制度や認知症対策といった新たな仕組みづくりの必要が生まれています。さらに、国では、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した介護保険制度の改正、障害者総合支援法の成立、子ども・子育て関連 3 法の成立、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」の設置等、さまざまな福祉政策の見直しが進められているところです。

そこで、新たな法制度の見直し等の動向を踏まえ、本市でのこれまでの取組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々によるつながりと支えあい、市民・地域・関係機関・行政等の協働による取組み等、本市における地域福祉を推進するための新たな方向性を示すため、「第 2 次相生市地域福祉計画」を策定するものです。



4 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

「相生市地域福祉計画」(以下「本計画」)は、社会福祉法第107条に定められた「市町村地域福祉計画」であり、規定されている5つの事項を一体的に定める計画です。

本計画は、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な方向を定めたものです。

改正社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合に、同項各号に掲げる事業に関する事項

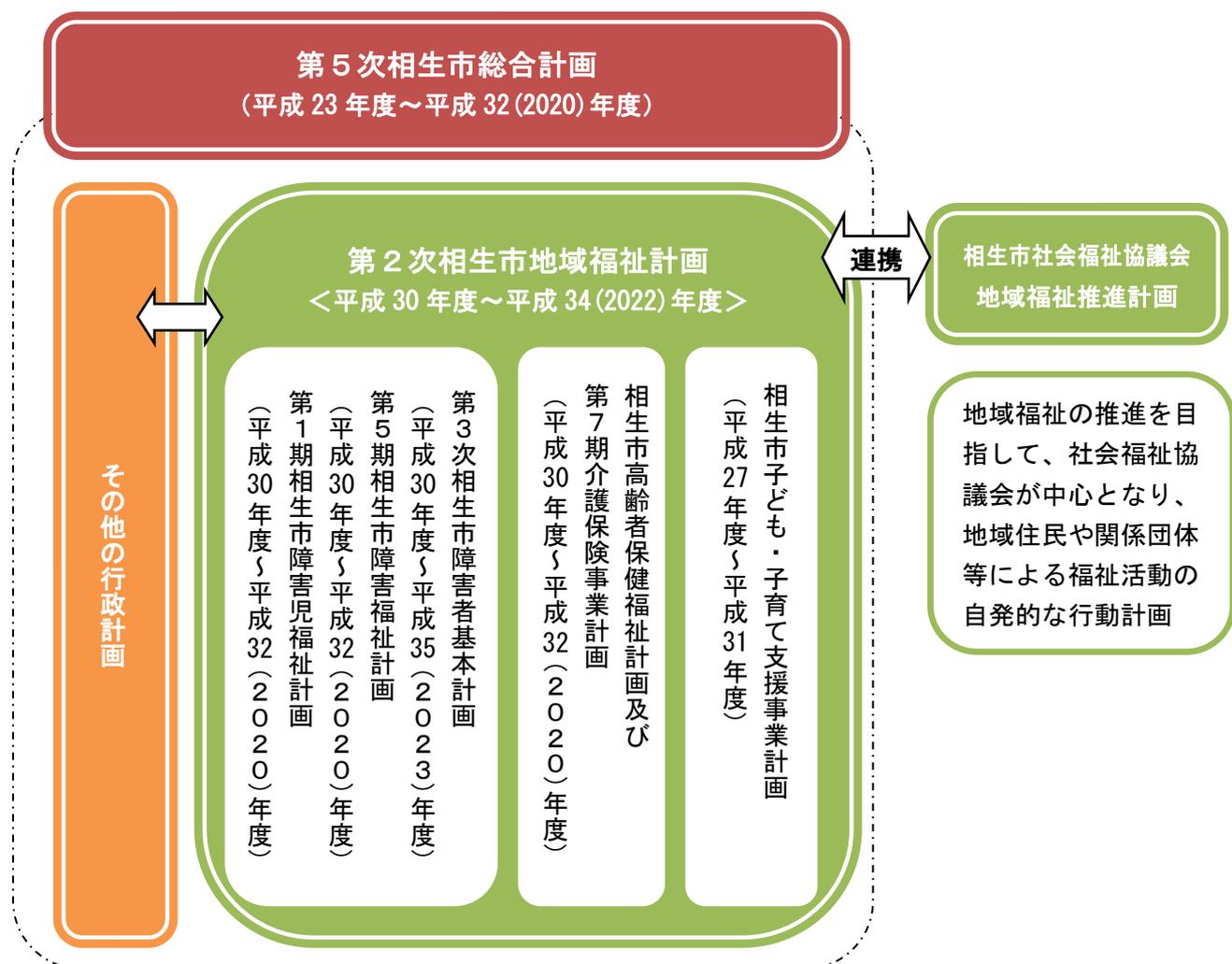
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第5次相生市総合計画」の基本構想・後期基本計画に即したものとすのほか、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各分野計画との整合性を図っています。

また、地域福祉を推進する具体的な取組みについては、相生市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」と連携しながら進めていきます。



(3) 上位・関連計画の概要

ア 第5次相生市総合計画

計 画 期 間		平成23年度～平成32（2020）年度
基本構想	まちづくりの基本理念	人間尊重
	将 来 像	いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち
	施策の大綱 (まちづくり目標)	1 健やかな成長と人間力をのばせるまち 2 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち 3 市民とともにつくる安全なまち 4 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち 5 自然と共生した快適に定住できるまち
後期基本計画	第2章 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち (健康・福祉) 第2節 互いに支え合う社会参加のまちづくり 「地域福祉活動を支援する」	【基本方針】 ○市民一人ひとりが地域社会の一員として福祉を支える心を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。 ○福祉に対する意識を高め、市民の地域福祉への参加を図り、地域に根ざした福祉活動が活性化するように支援します。 ○地域の「新たな支え合い」の担い手となる人材の確保に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進し、地域福祉力の向上を図ります。 【取組み事項】 ○福祉に対する意識の高揚を図る ○地域福祉の体制づくりと各団体による活動を支援する ○ユニバーサル社会づくりを推進する ○地域福祉活動の拠点の利用促進を図る
	第5節 社会保障制度の円滑な運営と制度の安定したまちづくり 「生活困窮者への的確な援護と自立を支援する」	【基本方針】 ○生活基盤が不安定な状況にある世帯に対して、適正な保護や助言・指導を行い、安心して暮らせるまちづくりを目指します。 ○関係機関の連携により、安心して相談が受けられるよう、窓口体制の充実を目指します。 【取組み事項】 ○生活困窮者の自立を促進する ○生活保護制度の適正な運用を図る

イ 相生市子ども・子育て支援事業計画

計 画 期 間	平成27年度～平成31年度
基 本 理 念	すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち
施 策 の 展 開	<p>基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 育児相談、情報提供体制の充実 (2) 多様な子育て支援の充実 (3) 多様な保育サービスの充実 (4) 子育て支援ネットワークの推進 <p>基本目標2 仕事と子育てとの両立の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 就労環境の整備 (2) 男女共同参画の推進 <p>基本目標3 母親や乳幼児などの健康確保と増進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健対策の充実 (2) 思春期保健対策の整備 (3) 小児医療の整備 <p>基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の整備 (2) 子どもの安全・安心体制の整備 <p>基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 未来の親の育成 (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実 (3) 幼児教育の充実 (4) 健全育成の充実 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 <p>基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の整備 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障害のある子どもへの支援の充実

ウ 相生市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画

計 画 期 間	平成30年度～平成32（2020）年度
基 本 理 念	地域で理解しあい、助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち
施 策 の 方 向	<p>基本方針1 地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 相談支援体制の充実 (3) 地域で支えあう仕組みづくりの推進 (4) 見守り体制の整備 (5) 地域ケア会議の充実 (6) 小地域での助けあいの推進 (7) 医療と介護連携の強化【重点項目】 (8) 介護に取り組む家族等への支援 <p>基本方針2 健康づくりと介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重点項目】 <p>基本方針3 生きがいづくりや社会参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高年クラブ活動の推進 (2) 生涯学習の充実 (3) レクリエーションスポーツ活動の推進 (4) 生きがい交流センターの活用 (5) 高齢者の就労促進 <p>基本方針4 認知症対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症ケアネットの活用の推進 (2) 認知症の早期予防・発見の推進 (3) 認知症地域医療連携、認知症への早期対応の推進 (4) 認知症及び若年性認知症の正しい理解の普及と支援体制の構築 <p>基本方針5 高齢者の権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度の普及 (2) 高齢者虐待防止等の推進 (3) 消費者保護対策の推進 (4) 福祉意識の醸成 <p>基本方針6 安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進 (2) 居住環境の整備 (3) 災害時、緊急時における高齢者支援の強化 (4) 在宅生活の支援 <p>基本方針7 介護保険サービスの適切な運営と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護サービスの充実 (2) 介護サービスの質の向上 (3) サービスを円滑に利用するための支援 (4) 介護給付適正化の推進【重点項目】 (5) 介護人材の確保に向けた取組み

エ 第3次相生市障害者基本計画及び第5期相生市障害福祉計画
・第1期相生市障害児福祉計画

計 画 期 間	第3次相生市障害者基本計画 平成30年度～平成35(2023)年度 第5期相生市障害福祉計画 平成30年度～平成32(2020)年度 第1期相生市障害児福祉計画 平成30年度～平成32(2020)年度
基 本 理 念	誰もが自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる地域共生社会の実現
施 策 の 展 開	基本目標1 誰かが尊重される地域社会づくり (1) 差別のない社会づくり (2) 権利擁護の推進 (3) 障害に対する理解促進 (4) 社会参加の推進 基本目標2 健やかに自分らしく暮らせる環境づくり (1) 保健・医療体制等の充実 (2) 医療費等の負担軽減 基本目標3 自立した生活を送るための基盤づくり (1) 福祉サービス等の充実 (2) 経済的支援の充実 (3) 就労支援の充実 (4) ボランティア活動の充実 (5) 相談体制の充実 (6) 情報提供の充実 基本目標4 安全安心に暮らせるまちづくり (1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 移動手段の整備 (3) 災害時支援体制の整備 基本目標5 障害のある児童への支援体制づくり (1) 療育の充実 (2) 教育の充実 (3) 相談・指導の充実

5 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34（2022）年度までの5か年計画とし、社会情勢の変化への対応や他の福祉関連計画との調整を踏まえ、毎年、事業の評価と見直しを行います。

＜本計画及び上位計画の対象期間＞

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (2019)年	平成32 (2020)年	平成33 (2021)年	平成34 (2022)年	平成35 (2023)年	平成36 (2024)年
第5次相生市総合計画								次期計画			
相生市地域福祉計画					第2次相生市地域福祉計画				次期計画		

6 計画策定体制

（1）策定委員会での検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び市民参加による計画づくりが必要であることから、学識経験者をはじめ関係団体等の代表、公募市民から構成される「相生市地域福祉計画策定委員会」を設置し、地域福祉における課題や今後の方向性を協議しました。

（2）市民アンケート調査の実施

計画策定にともない、基礎資料を得るため、「相生市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施し、市内における満18歳（平成29年7月1日現在）以上の市民の福祉に対する意識や、地域活動への参加状況等の実態を把握しました。調査結果にみられる課題と解決策をもとに、今後の施策を検討し、計画を策定しました。

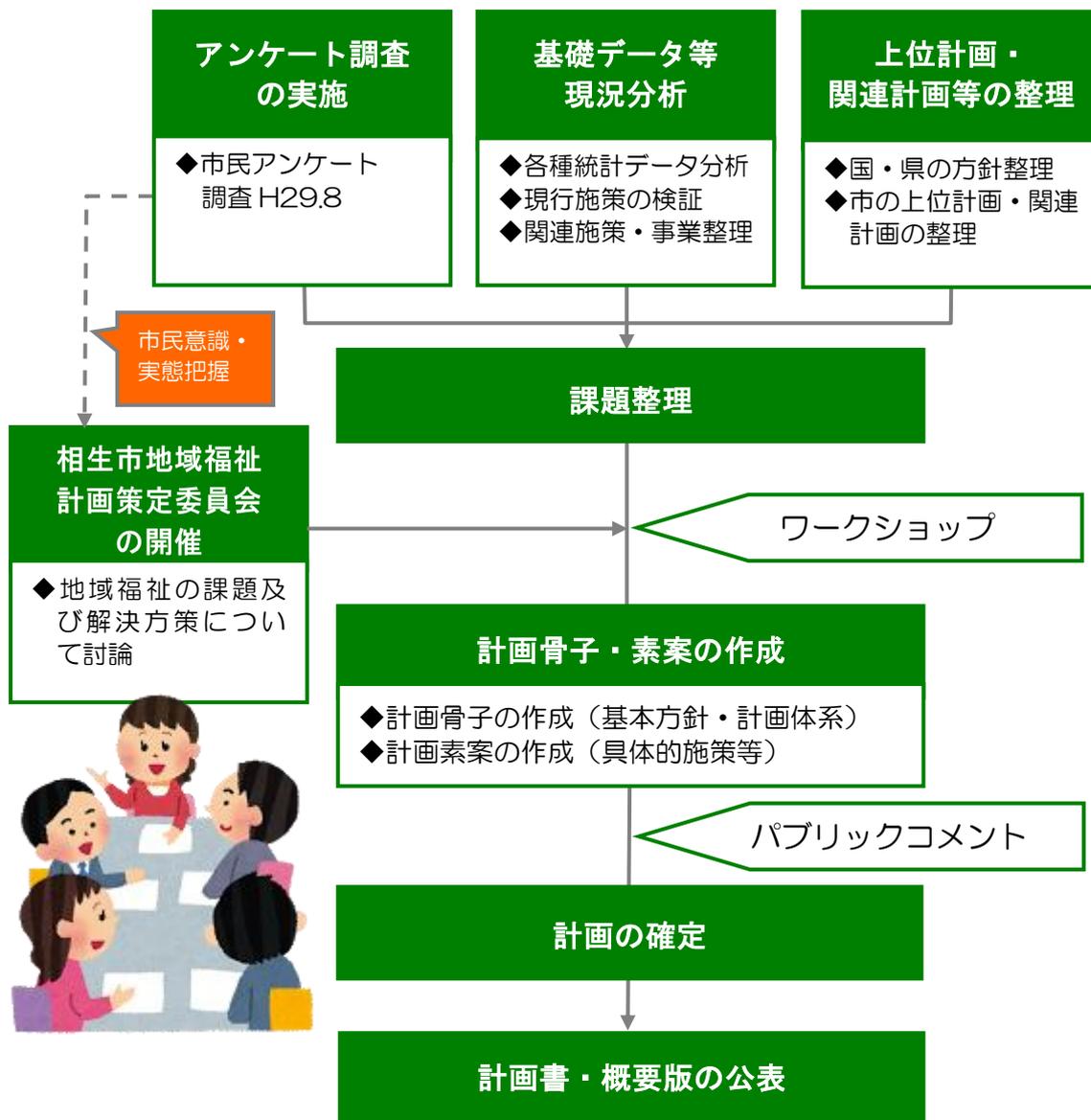
調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間
市内在住の 18歳以上の市民	2,000人 (無作為抽出)	973人	48.7%	平成29年8月10日～31日

(3) ワークショップの実施

平成 29 年 9 月に各地区の民生委員・児童委員を対象に、「安心して暮らせる地域にするために必要なこと」、「みんなで支えあうまちにするために」をテーマにワークショップを実施し、本市の地域福祉の推進について考える機会を設けました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定を周知し、計画内容について市民の意見を広く求めるため、平成 30 年 1 月 29 日から平成 30 年 2 月 16 日の期間にわたり、パブリック・コメント（市民意見の募集）を実施しました。



第2章 地域福祉を取り巻く相生市の現状

1 統計データからみる状況

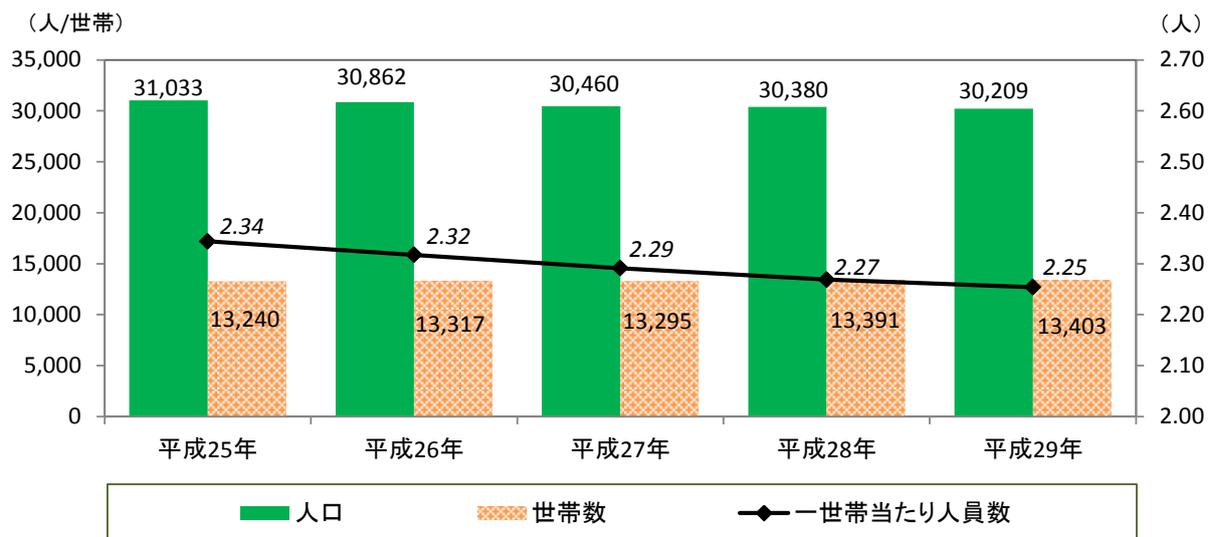
(1) 人口・世帯の状況

ア 総人口・世帯数の推移

本市の近年の人口は減少傾向で推移しており、平成29年3月末で30,209人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、平成29年3月末で13,403世帯となっていますが、一世帯当たり人員数は減少し、2.25人となっています。

<人口・世帯の推移>



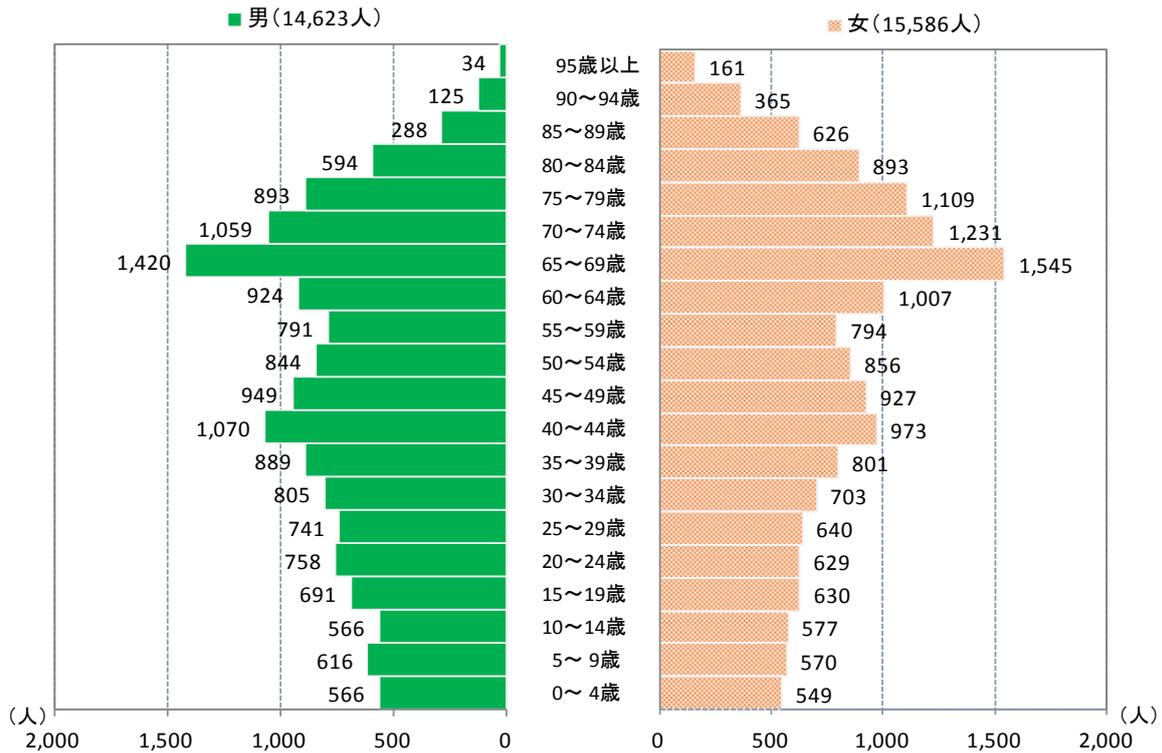
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

イ 人口構造

本市の人口は、平成 29 年 3 月末で男性 14,623 人、女性 15,586 人となっています。

男女ともに 65～69 歳の人口が最も多くなっています。一方、14 歳以下の人口が少なくなっています。

<性別・年齢 5 歳階級別人口ピラミッド>

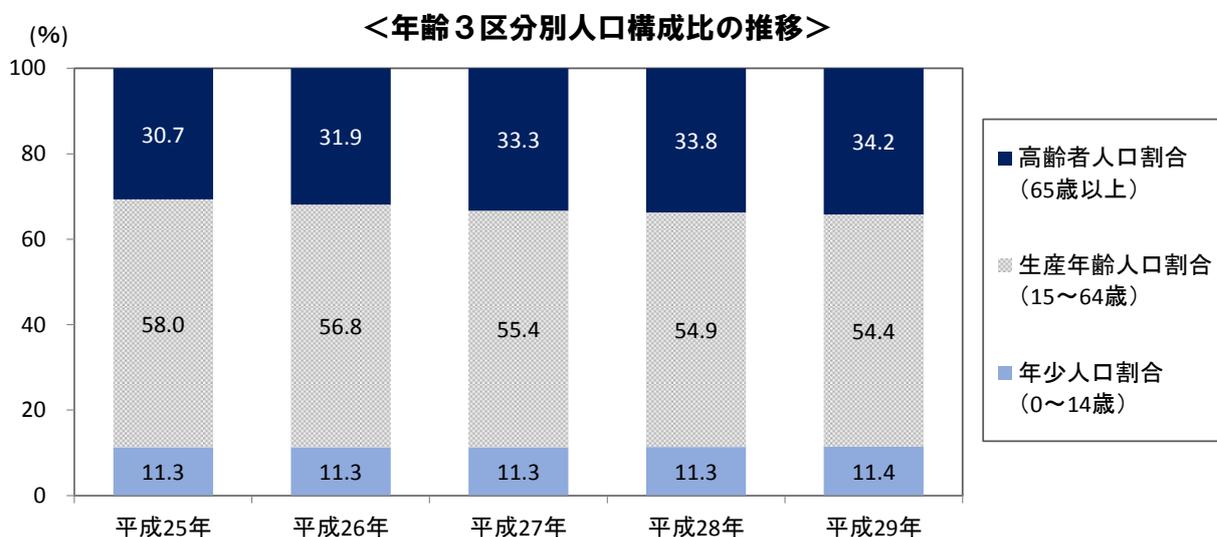
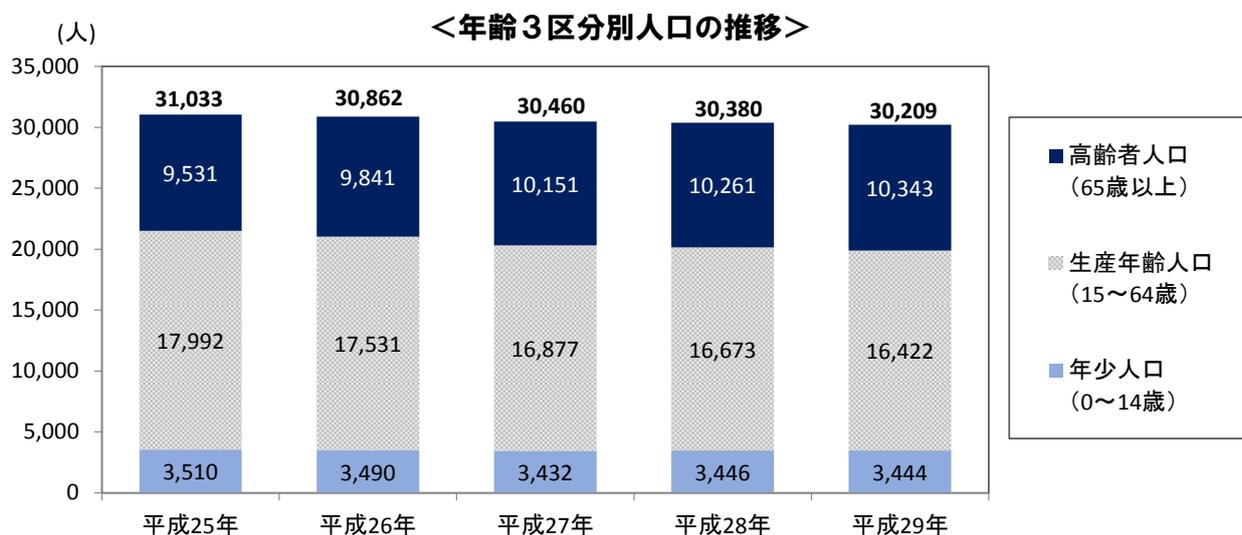


資料：住民基本台帳（平成 29 年 3 月末現在）

ウ 年齢3区分別人口の推移

本市における近年の年齢3区分別人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加しています。

これにともない、年齢3区分別の人口構成割合も、同様の動きを示しています。少子高齢化が進展する中、本市の人口構造に着目した地域福祉の推進が必要となります。

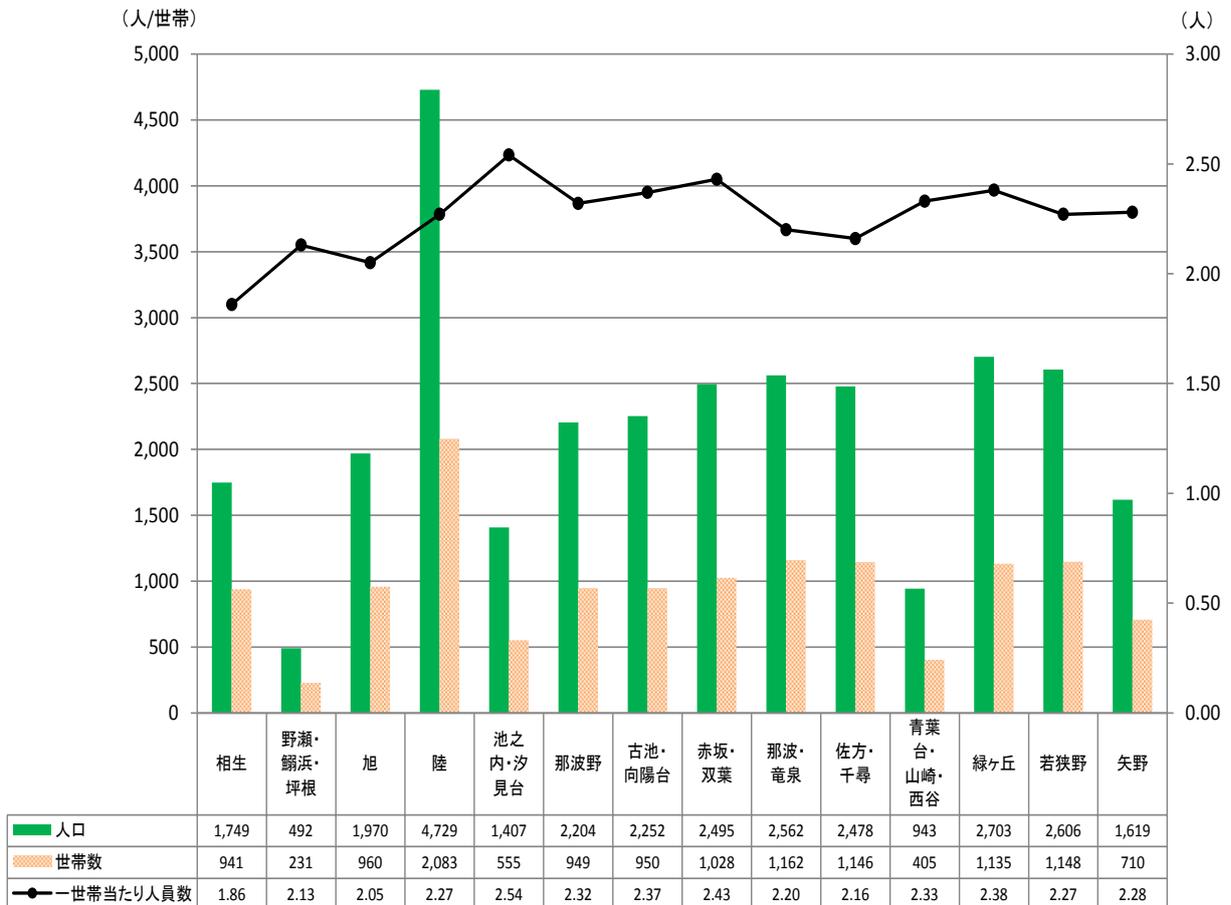


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

エ 地区別人口の推移

本市の地区別人口をみると、人口・世帯数ともに「陸」地区が最も多くなっています。1世帯当たり人員数をみると各地区でばらつきがあり、「池之内・汐見台」地区では2.5人を超えている一方、「相生」地区では1.9人を割り込んでいます。

<地区別人口・世帯の状況>

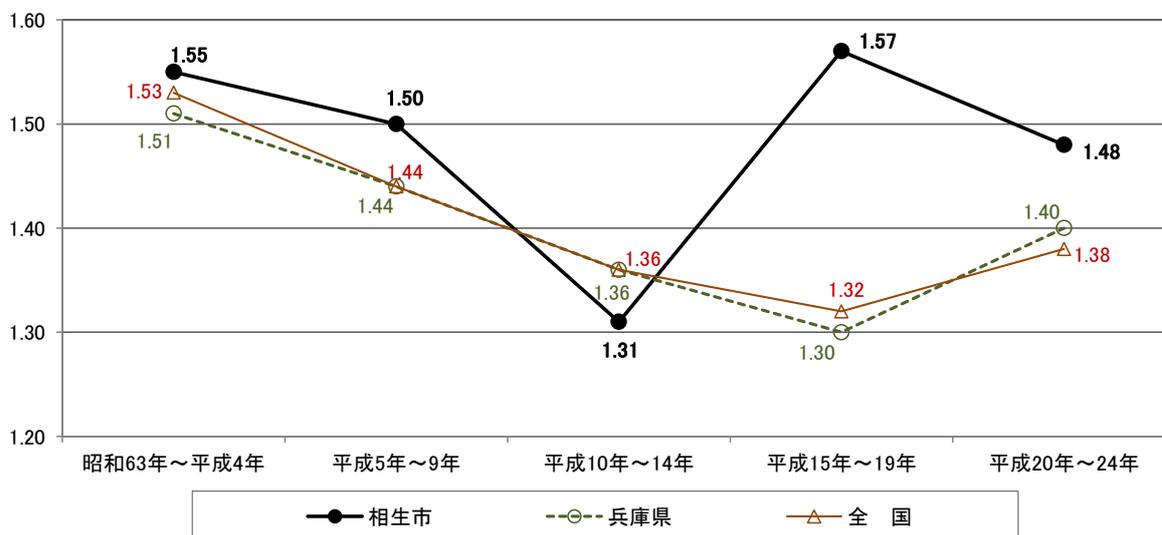


資料：住民基本台帳（平成29年3月末現在）

(2) 子どもの状況

近年の合計特殊出生率は、国、兵庫県の値を上回って推移しています。

＜合計特殊出生率の推移＞

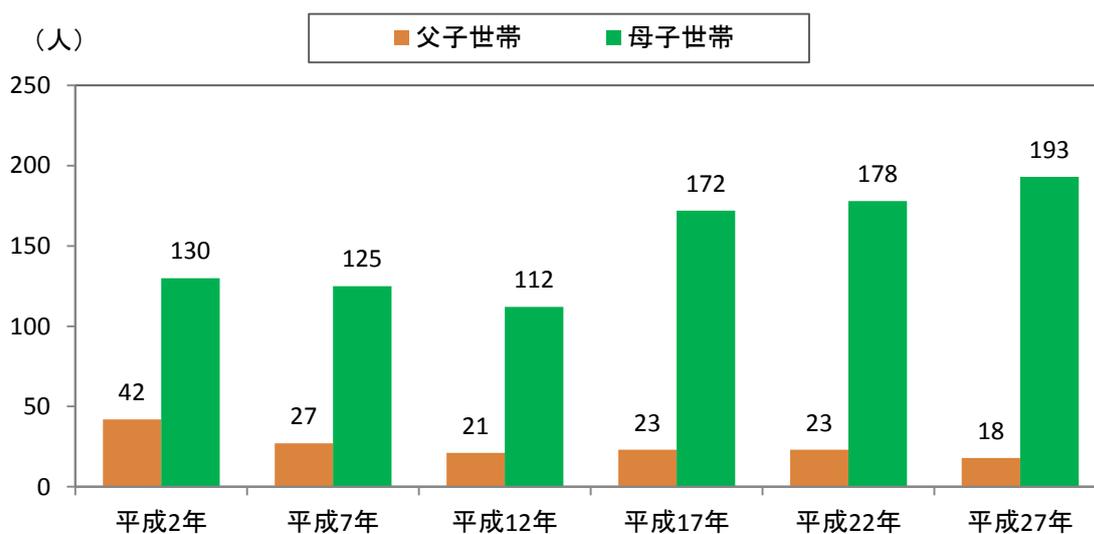


資料：人口動態統計

(3) ひとり親世帯の状況

国勢調査による5年ごとのひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は減増を経て平成27年に193世帯と増加傾向にあり、父子世帯は平成27年に18世帯と減少傾向にあります。

＜ひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 障害のある人の状況

本市における障害のある人について、近年の手帳所持者数でみると、身体障害者手帳の所持者数は平成24年度から約50人の減少となっています。療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ともに増加し続けています。

平成28年度の実績値を平成24年度と比較すると、身体障害者手帳では0.96倍、療育手帳では1.07倍、精神障害者保健福祉手帳では1.31倍となっています。

<手帳所持者数の推移>

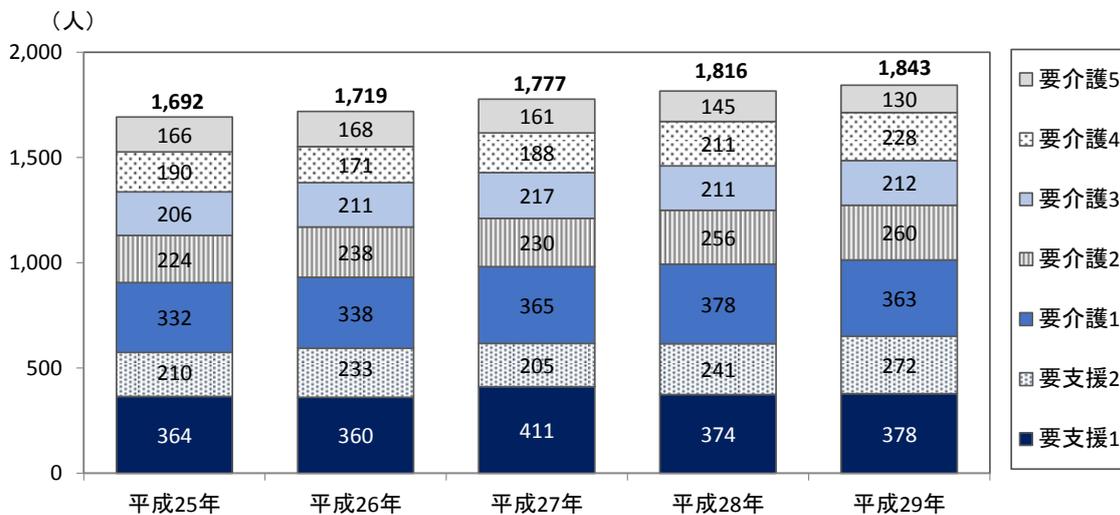


(5) 要介護認定者の状況

要介護認定者数は増加し続けており、平成25年3月末には1,692人でしたが、平成29年3月末には1,843人となっています。

合計に占める要介護度別の構成比の推移をみると、要支援1と要介護1が上昇傾向にあります。

<要支援・要介護認定者の推移>



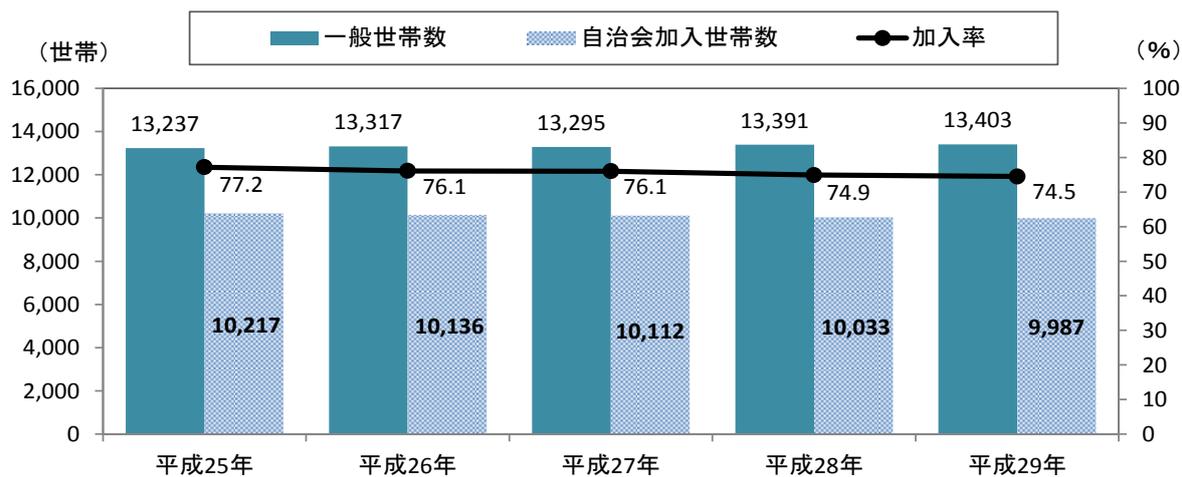
資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

(6) 自治会加入状況

本市における単位自治会数の推移をみると、近年では平成27年度まで127自治会であったものが、平成28年度より125自治会へと減少しました。

また、自治会の加入状況をみると、一般世帯数が増加傾向となっているのに対し、自治会加入世帯数は減少を続け、自治会加入率も低下傾向にあります。

<自治会加入世帯・加入率の推移>



資料：相生市連合自治会提供（平成29年4月30日現在）

(7) 地域福祉を支える組織等の状況

ア 相生市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱える種々の福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い活動を計画し、協力して解決を図り、その活動を通して、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指す公共性のある民間組織です。

社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。

本市には、連合自治会等を単位に市内 22 社会福祉協議会支部があり、自治会、民生・児童委員協議会、高年クラブ等が連携し、福祉のまちづくりを推進しています。

また、ボランティアセンターや介護支援センター等の運営も行っています。

《平成 29 年度の事業方針》

総合目標	思いやり 支え合い 笑顔で暮らせる あいおい
推進目標	<p>推進目標 1 住民ニーズに気づき対応します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動目標 1 住民からのニーズの把握・対応の充実 ○活動目標 2 総合的な相談機能・支援体制の強化 ○活動目標 3 福祉関係機関・団体との連携および協働 <p>推進目標 2 住民の助け合いを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動目標 1 当事者理解と社会参加の促進・活動の支援 ○活動目標 2 住民の福祉意識の向上 ○活動目標 3 ボランティアの育成・活動の推進・支援 ○活動目標 4 小地域福祉活動の推進 ○活動目標 5 住民および関連機関とのネットワークづくりの推進 <p>推進目標 3 住民の集う場づくりを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動目標 1 地域行事・市民活動への支援と連携 ○活動目標 2 地域のつながり・住民のつながり事業の促進と支援 <p>推進目標 4 住民から信頼される開かれた組織となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動目標 1 経営基盤・組織の安定・強化 ○活動目標 2 意識向上のための研修（知識・技量） ○活動目標 3 生活課題に対する事業の開発と改善 ○活動目標 4 積極的な広報活動の強化

＜各種ボランティア講座の開催＞

講座名	内 容
傾聴ボランティア講座	コミュニケーションの基本的な技術や、相手を尊重した話し方・聴き方の手法について学ぶボランティア講座
朗読ボランティア養成講座	視覚障害のある人の自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、音声による情報を発信するボランティアを養成する講座
移送サービスボランティア養成講座	車いす等により既存の交通手段の利用や、家族での送迎がきわめて困難な人の外出を支援する運転ボランティアを養成する講座
生活支援・介護予防サポーター養成講座	地域包括ケアシステムの基礎づくりとして、高齢者等の在宅生活を支援するボランティアを養成する講座
点字ボランティア養成講座	視覚障害のある人の自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、点字による情報を発信するボランティアを養成する講座
手話通訳ボランティア養成講座	聴覚障害のある人の自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、手話による情報を発信するボランティアを養成する講座
使用済み切手整理ボランティア講座	住民から寄付いただいた書き損じはがき・古切手・使用済みテレホンカード等を整理するボランティア講座

＜研修会・学習会・セミナーの開催＞

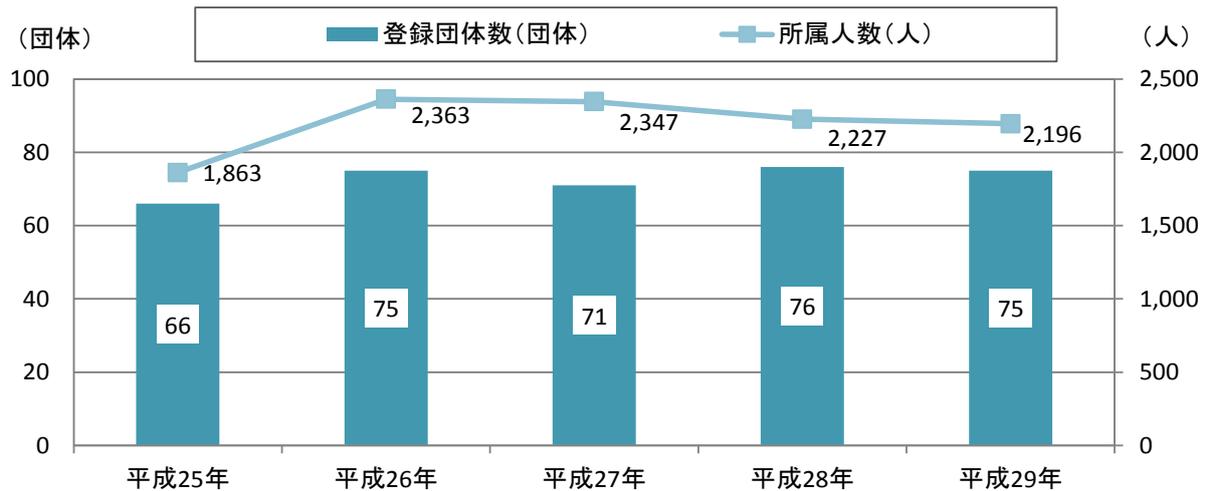
名 称	内 容
ジュニアボランティアスクール	小・中学生を対象に、福祉の心を培うことを目的に、夏休み期間を利用し、福祉体験学習を実施します。
認知症サポーター養成講座	学校や社会福祉協議会支部等からの要望により、認知症サポーター養成講座を実施します。
地域福祉リーダー研修	住民の身近な相談や見守り、福祉課題の発見等を担う福祉委員等の地域福祉リーダーを対象に、研修会を実施します。
災害にも強い地域づくり研修	社会福祉協議会支部役員・福祉委員・ボランティア等を中心に、住民の防災意識を高める活動を促進します。また、災害救援ボランティア資機材の整備を行います。

イ ボランティアの状況

ボランティアグループの状況を見ると、相生市ボランティアセンターへの登録団体数は平成25年以降増減を経て、平成29年に75団体となっています。所属人数は平成26年より減少傾向で推移し、平成29年に2,196人となっています。

また、ボランティア登録団体を分野別にみると、「在宅福祉」が最も多く23団体となっており、次いで「文化・環境」が14団体となっています。

<ボランティア登録団体数・所属人数の推移>

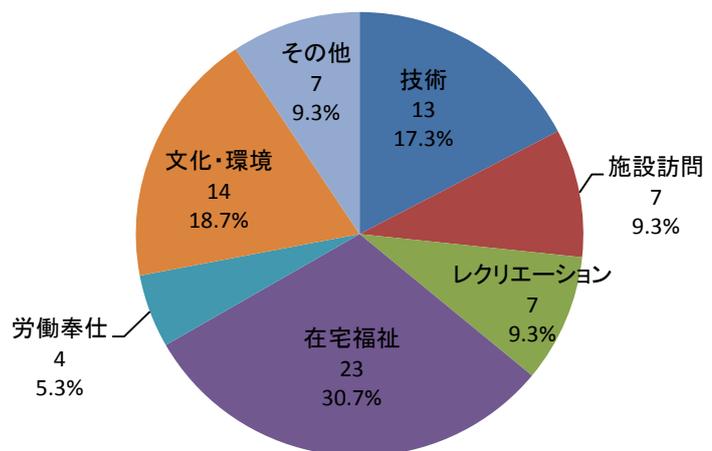


資料：相生市社会福祉協議会提供（各年3月末現在）

<ボランティアセンター登録団体数（分野別）・構成比>

単位：団体

技術	13
施設訪問	7
レクリエーション	7
在宅福祉	23
労働奉仕	4
文化・環境	14
その他	7
合計	75



相生市ボランティアセンターの活動

ボランティアセンターでは、市民のみなさんがボランティアに関心を持ち、ボランティア活動に参加していただけることを目指して活動しています。

- ボランティア活動をしたい人、ボランティアを必要とする人に登録していただき、できるだけお互いに希望に添えるように調整をおこないます。また、ボランティア活動に関する相談にもお応えします。
- 技術ボランティア（ガイドヘルパー・手話・要約筆記・点字・朗読等）や各種ボランティアを養成するための講習会や研修会等を開催しています。
- さまざまなボランティアの相談にに応じていくため、情報の収集に努めています。また、ボランティアの募集情報や助成金情報等を「あいおいの福祉」やインターネット等で提供しています。
- ボランティア活動が安心してできるように、ボランティア活動保険の加入手続きを行っています。また、ボランティアグループ等に対して、ボランティアセンターや印刷機等の貸出しをしています。
- 小・中・高校や地域に出向き、車イス体験や点字体験等の福祉学習を開催しています。

ボランティア活動の4原則

自主性	自分の意志で行う行動で、強制や義務で行う活動ではありません。
社会性	お互いに助けあい、支えあう社会的な活動です。
無償性	お礼を目的とした活動ではありません。
創造性	今を良しとせず、常に新しい発見に向けて進んでいく活動です。

2 アンケート調査結果からみる状況

地域との関わりについて

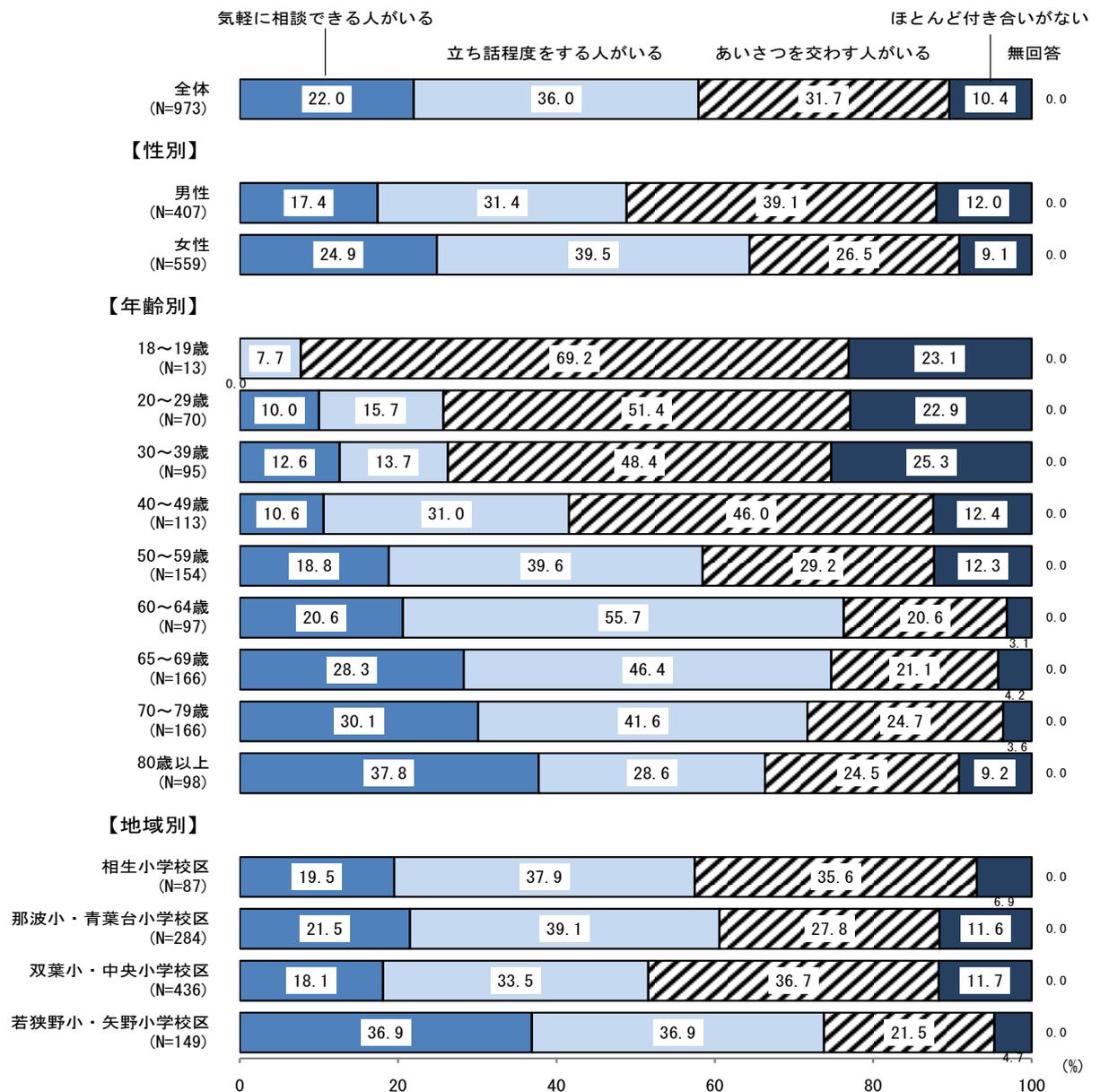
(1) 近所付き合いの程度

近所付き合いの程度については、「立ち話程度をする人がいる」が36.0%と最も高く、次いで「あいさつを交わす人がいる」が31.7%となっています。

性別にみると、男性は「あいさつを交わす人がいる」が39.1%、女性は「立ち話程度をする人がいる」が39.5%と最も高くなっています。

年齢別にみると、18～49歳で「あいさつを交わす人がいる」が4～7割と最も高く、「気軽に相談できる人がいる」は65歳以上で3～4割と高くなっています。

地域別にみると、若狭野小・矢野小学校区で「気軽に相談できる人がいる」が約4割とほかの地域より高くなっています。



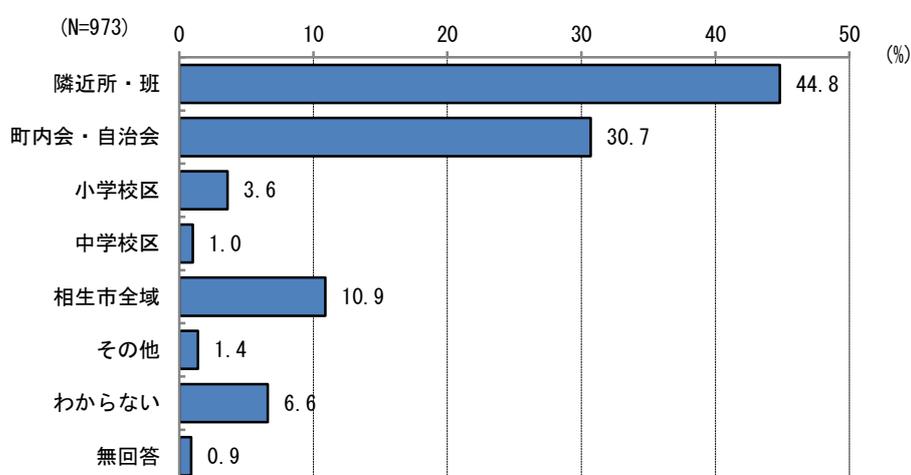
(2) 助けあい、支えあえる「地域」の範囲

「地域」の範囲については、「隣近所・班」が44.8%と最も高く、次いで「町内会・自治会」が30.7%となっています。

性別にみると、男性は「町内会・自治会」が約4割、女性は「隣近所・班」が5割と最も高くなっています。

年齢別にみると、60～64歳では「町内会・自治会」が4割と最も高く、そのほかの年代では「隣近所・班」が最も高くなっています。

地域別にみると、相生小学校区では「町内会・自治会」が4割と最も高くなっていますが、そのほかの地域では「隣近所・班」が4割以上と最も高くなっています。



		N	隣近所・班	町内会・自治会	小学校区	中学校区	相生市全域	その他	わからない	無回答
全体		973	44.8	30.7	3.6	1.0	10.9	1.4	6.6	0.9
性別	男性	407	37.1	37.3	3.9	0.7	11.3	1.5	7.1	1.0
	女性	559	50.4	26.1	3.4	1.3	10.4	1.4	6.1	0.9
年齢別	18～19歳	13	38.5	15.4	7.7	0	15.4	15.4	7.7	0
	20～29歳	70	30.0	25.7	4.3	2.9	21.4	0	14.3	1.4
	30～39歳	95	38.9	20.0	7.4	2.1	15.8	2.1	13.7	0
	40～49歳	113	39.8	30.1	9.7	2.7	9.7	0	6.2	1.8
	50～59歳	154	37.0	36.4	2.6	1.3	13.6	3.2	5.8	0
	60～64歳	97	39.2	42.3	2.1	0	13.4	1.0	2.1	0
	65～69歳	166	50.0	31.3	1.2	0	8.4	1.8	6.0	1.2
	70～79歳	166	52.4	33.7	1.8	0.6	6.0	0.6	3.6	1.2
80歳以上	98	63.3	21.4	2.0	0	5.1	0	6.1	2.0	
地域別	相生小学校区	87	40.2	41.4	3.4	0	9.2	1.1	3.4	1.1
	那波小・青葉台小学校区	284	42.3	28.2	4.9	1.8	12.7	2.1	7.7	0.4
	双葉小・中央小学校区	436	48.6	28.2	2.5	0.5	10.8	0.5	7.3	1.6
	若狭野小・矢野小学校区	149	42.3	38.9	4.7	2.0	8.7	2.0	1.3	0

(3) 地域でしてほしい手助け

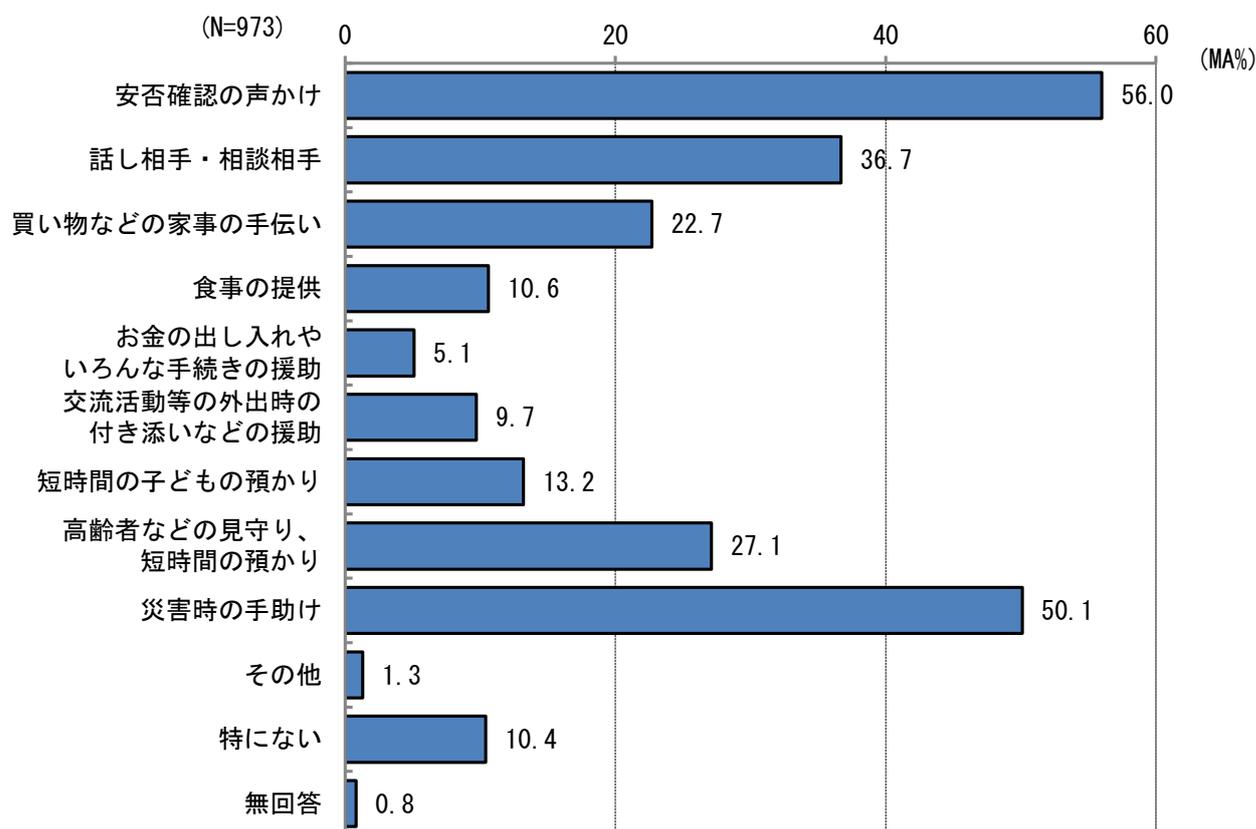
※：ここでいう「手助け」とは、介護保険サービスや障害がある人へのサービス、保育園等の制度に基づく公的なサービス以外のものをいいます。

地域でどのような手助けをしてほしいと思うかについては、「安否確認の声かけ」が56.0%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が50.1%となっています。

性別にみると、男女ともに「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が5割以上と高くなっていますが、「話し相手・相談相手」や「短時間の子どもの預かり」は、女性で手助けを求める声が高くなっています。

年齢別にみると、49歳以下では「災害時の手助け」、50歳以上で「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

地域別にみると、全地域で「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」が高くなっていますが、相生小学校区、若狭野小・矢野小学校区では「話し相手・相談相手」、「交流活動等の外出時の付き添いなどの援助」がほかの地域よりやや高くなっています。



(MA%)

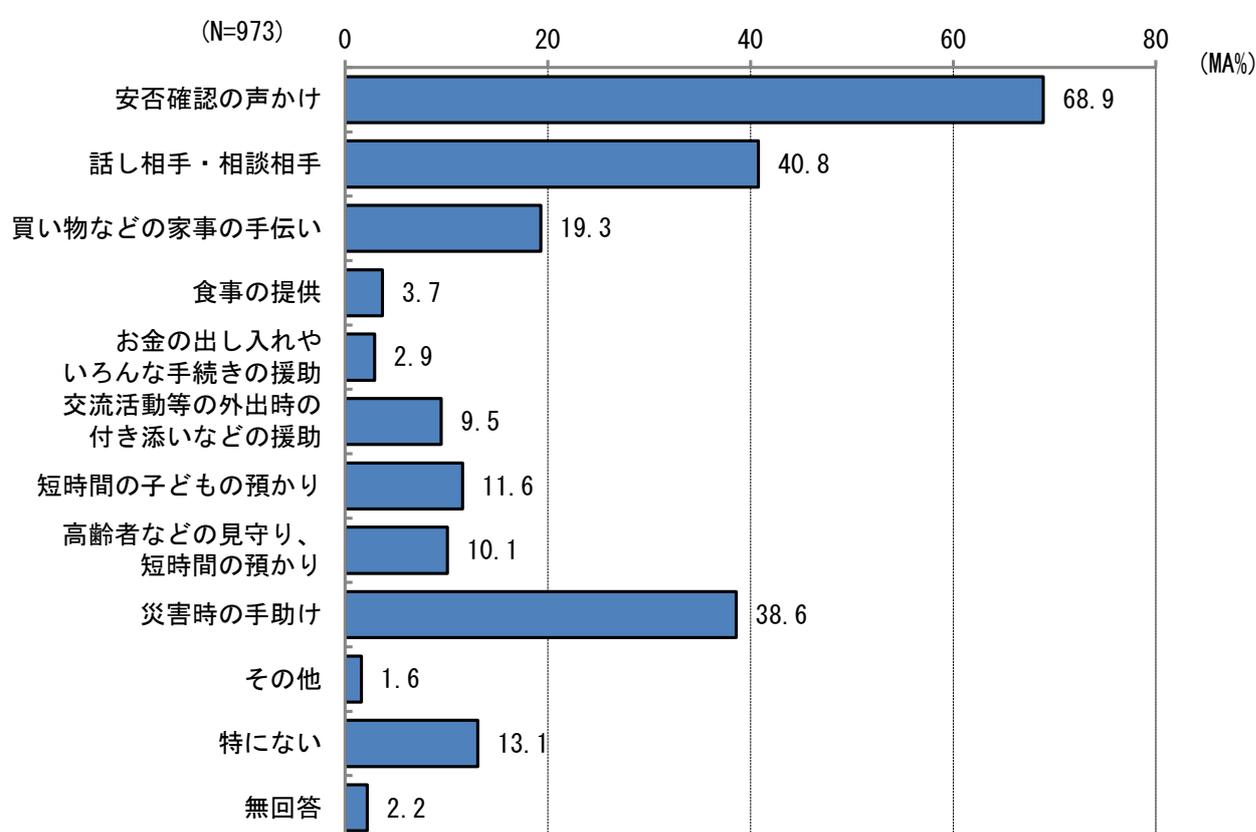
	N	安否確認の声かけ	話し相手・相談相手	買い物などの家事の手伝い	食事の提供	お金の出し入れやいろいろな手続きの援助	添いなどの援助	交流活動等の外出時の付き	短時間の子ども預かり	高齢者などの見守り、短時間の預かり	災害時の手助け	その他	特にない	無回答
全 体	973	56.0	36.7	22.7	10.6	5.1	9.7	13.2	27.1	50.1	1.3	10.4	0.8	
性別	男性	407	54.1	32.7	20.9	9.3	6.4	9.8	9.8	26.0	51.4	1.2	13.3	1.0
	女性	559	57.2	39.4	23.6	11.1	4.1	9.3	15.7	28.1	49.4	1.4	8.2	0.7
年齢別	18～19歳	13	61.5	30.8	23.1	7.7	0	7.7	30.8	30.8	61.5	0	0	0
	20～29歳	70	45.7	34.3	11.4	8.6	11.4	14.3	25.7	30.0	54.3	1.4	8.6	0
	30～39歳	95	48.4	31.6	23.2	9.5	6.3	10.5	42.1	25.3	57.9	1.1	9.5	0
	40～49歳	113	52.2	38.1	21.2	14.2	4.4	8.8	23.0	30.1	54.9	0.9	9.7	0
	50～59歳	154	57.8	39.6	24.0	7.1	5.2	10.4	13.0	37.0	48.1	2.6	9.1	0
	60～64歳	97	64.9	40.2	28.9	15.5	2.1	12.4	7.2	36.1	56.7	0	7.2	0
	65～69歳	166	62.7	36.7	23.5	12.7	5.4	9.6	6.6	24.1	53.6	1.8	6.6	0.6
	70～79歳	166	57.2	35.5	24.7	9.0	4.8	7.8	0.6	18.1	46.4	0.6	16.3	1.2
80歳以上	98	49.0	36.7	19.4	9.2	4.1	6.1	1.0	19.4	29.6	2.0	16.3	5.1	
地域別	相生小学校区	87	57.5	39.1	25.3	11.5	3.4	17.2	9.2	24.1	46.0	1.1	13.8	1.1
	那波小・青葉台小学校区	284	54.6	36.3	23.9	8.8	5.3	7.7	13.7	28.9	50.4	1.4	8.5	1.1
	双葉小・中央小学校区	436	57.1	35.6	20.4	11.5	4.1	8.7	13.8	25.5	50.5	1.6	11.0	0.7
	若狭野小・矢野小学校区	149	56.4	40.9	25.5	10.7	8.7	12.1	12.8	31.5	52.3	0	10.1	0.7

(4) 地域ができる手助け

高齢者や障害がある人の介助・介護、子育て等で困っている家庭があった場合、どのような手助けができるかについては、「安否確認の声かけ」が68.9%と最も高く、次いで「話し相手・相談相手」が40.8%、「災害時の手助け」が38.6%となっています。

性別にみると、男女ともに「安否確認の声かけ」、「話し相手・相談相手」、「災害時の手助け」が高くなっていますが、「買い物などの家事の手伝い」、「短時間の子どもの預かり」、「食事の提供」、「高齢者などの見守り、短時間の預かり」で女性が高くなっています。

年齢別にみると、すべての年代で「安否確認の声かけ」、「話し相手・相談相手」、「災害時の手助け」が高くなっていますが、40～49歳で「短時間の子どもの預かり」、60～64歳で「買い物などの家事の手伝い」、「交流活動等の外出時の付き添いなどの援助」がほかの年代より高くなっています。



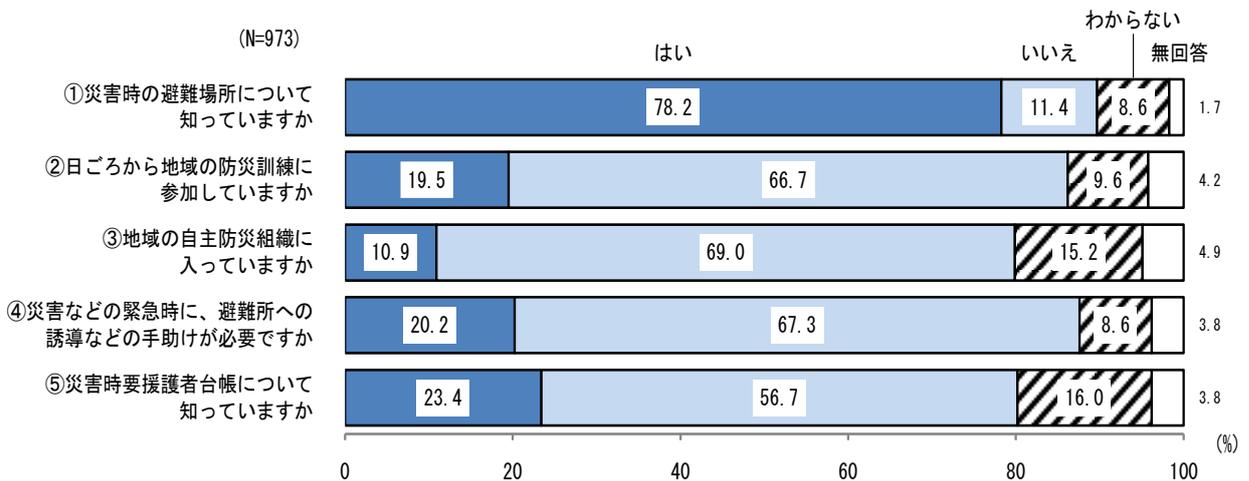
(MA%)

	N	安否確認の声かけ	話し相手・相談相手	買い物などの家事の手伝い	食事の提供	お金の出し入れやいろんな手続きの援助	交流活動等の外出時の付き添いなどの援助	短時間の子どもへの預かり	高齢者などの見守り、短時間の預かり	災害時の手助け	その他	特になし	無回答	
全 体	973	68.9	40.8	19.3	3.7	2.9	9.5	11.6	10.1	38.6	1.6	13.1	2.2	
性別	男性	407	66.3	35.1	13.8	2.0	3.2	10.6	7.4	9.3	46.4	0.7	14.7	1.7
	女性	559	70.7	44.9	23.4	5.0	2.7	8.8	14.7	10.6	33.1	2.3	11.8	2.3
年齢別	18～19歳	13	61.5	30.8	23.1	7.7	7.7	15.4	15.4	23.1	76.9	0	7.7	0
	20～29歳	70	55.7	45.7	5.7	2.9	2.9	8.6	15.7	7.1	41.4	0	18.6	0
	30～39歳	95	65.3	37.9	17.9	3.2	3.2	11.6	14.7	9.5	40.0	2.1	17.9	0
	40～49歳	113	72.6	39.8	20.4	4.4	2.7	8.0	17.7	9.7	43.4	2.7	10.6	0.9
	50～59歳	154	71.4	37.7	20.8	5.2	2.6	7.8	13.6	11.0	42.9	1.3	13.6	0
	60～64歳	97	77.3	46.4	34.0	4.1	3.1	15.5	11.3	10.3	45.4	1.0	7.2	4.1
	65～69歳	166	74.7	40.4	21.1	4.8	3.6	10.8	12.0	12.7	43.4	1.8	6.0	2.4
	70～79歳	166	68.1	42.8	19.9	1.8	3.0	9.0	7.2	9.6	34.3	1.2	14.5	1.8
80歳以上	98	58.2	39.8	8.2	2.0	1.0	4.1	2.0	6.1	11.2	3.1	21.4	9.2	
地域別	相生小学校区	87	72.4	37.9	11.5	4.6	4.6	16.1	13.8	12.6	44.8	2.3	14.9	1.1
	那波小・青葉台小学校区	284	67.6	39.4	20.1	2.8	4.2	8.5	12.0	6.3	35.2	1.8	13.4	1.1
	双葉小・中央小学校区	436	69.3	39.4	19.7	3.2	1.4	8.0	11.2	10.3	39.7	0.9	13.3	2.3
	若狭野小・矢野小学校区	149	71.1	50.3	20.8	6.0	3.4	12.1	12.1	14.8	39.6	2.0	10.1	3.4

日常生活の課題について

(5) 防災について

防災に対する日ごろからの取組みや災害等の緊急時の対応については、「災害時の避難場所について知っていますか」で「はい」と答えた人が78.2%と高く、それ以外の項目では「いいえ」が6～7割となっています。

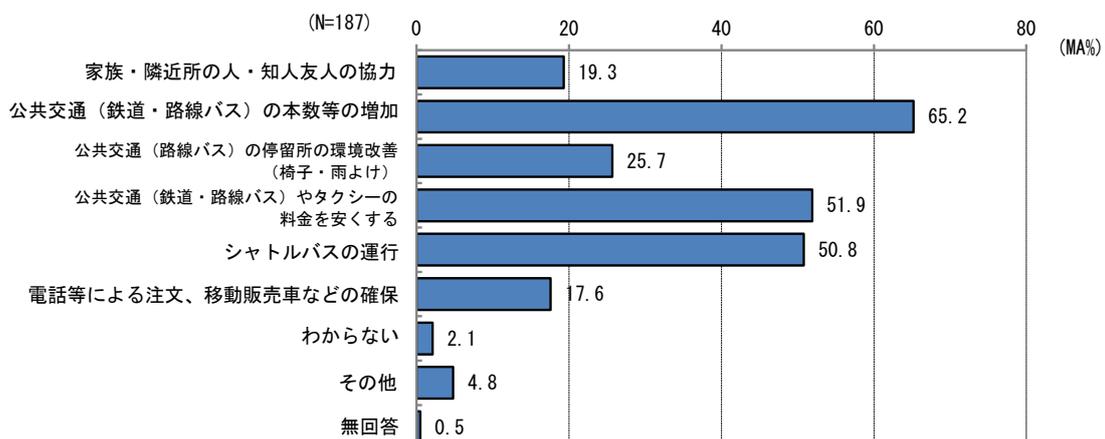


(6) 移動手段を確保するための方法

「移動手段に困っていることを解消するために必要なこと」について尋ねたところ、「公共交通（鉄道・路線バス）の本数等の増加」が65.2%と最も高く、次いで「公共交通（鉄道・路線バス）やタクシーの料金を安くする」が51.9%、「シャトルバスの運行」が50.8%となっています。

年齢別にみると、20～29歳、40～59歳では、「公共交通（鉄道・路線バス）の本数等の増加」が8割以上と特に高くなっています。70～79歳では「シャトルバスの運行」が約7割、50～59歳、80歳以上では「公共交通（鉄道・路線バス）やタクシーの料金を安くする」が6割以上と高くなっています。

地域別にみると、若狭野小・矢野小学校区では、「公共交通（鉄道・路線バス）の本数等の増加」が79.1%となっておりほかの地域に比べて高くなっています。



(MA%)

		N	家族・隣人の協力	公共交通の本数等の増加	公共交通の環境改善 (椅子・雨よけ)	公共交通(鉄道・路線バス)の料金を安くする	シヤトルバスの運行	電話等による注文、移動販売車などの確保	わからない	その他	無回答
全 体		187	19.3	65.2	25.7	51.9	50.8	17.6	2.1	4.8	0.5
性別	男性	75	14.7	61.3	28.0	53.3	54.7	17.3	4.0	5.3	0
	女性	109	21.1	68.8	24.8	51.4	48.6	16.5	0.9	4.6	0.9
年齢別	18～19歳	2	50.0	0	0	0	50.0	0	0	50.0	0
	20～29歳	15	13.3	80.0	20.0	46.7	46.7	13.3	0	6.7	0
	30～39歳	12	25.0	58.3	16.7	33.3	33.3	16.7	8.3	16.7	0
	40～49歳	13	7.7	84.6	7.7	53.8	46.2	15.4	0	0	0
	50～59歳	27	0	85.2	40.7	63.0	48.1	14.8	0	7.4	0
	60～64歳	11	18.2	63.6	18.2	54.5	27.3	9.1	9.1	0	0
	65～69歳	29	34.5	62.1	24.1	48.3	55.2	31.0	0	6.9	0
	70～79歳	35	20.0	51.4	31.4	45.7	68.6	20.0	2.9	2.9	0
80歳以上	43	23.3	60.5	25.6	60.5	48.8	14.0	2.3	0	2.3	
地域別	相生小学校区	21	19.0	61.9	28.6	42.9	52.4	4.8	4.8	4.8	4.8
	那波小・青葉台小学校区	50	18.0	56.0	18.0	42.0	56.0	22.0	4.0	6.0	0
	双葉小・中央小学校区	70	17.1	65.7	31.4	52.9	44.3	8.6	1.4	5.7	0
	若狭野小・矢野小学校区	43	25.6	79.1	23.3	65.1	53.5	32.6	0	0	0

地域活動について

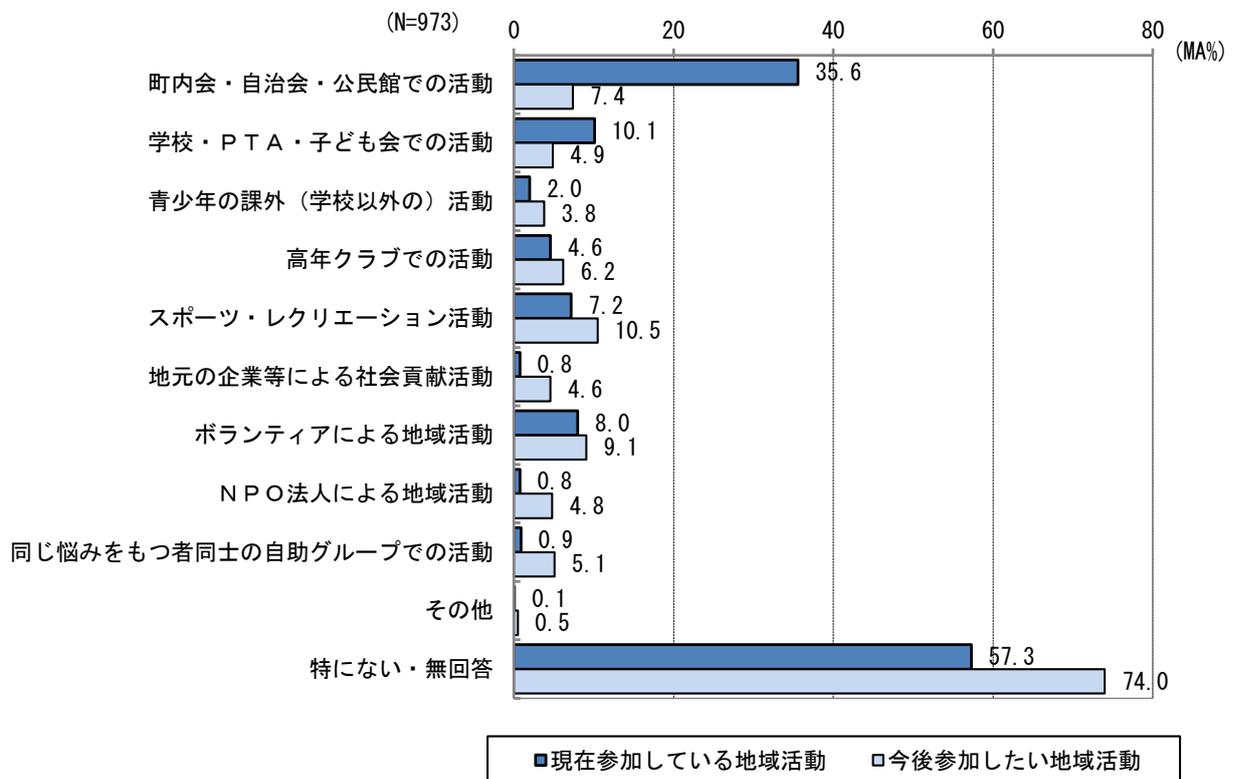
(7) 現在参加している、今後参加したい地域活動

現在参加している地域活動については、「町内会・自治会・公民館での活動」が 35.6% と最も高く、次いで「学校・PTA・子ども会での活動」が 10.1% となっています。

今後参加したい地域活動については、「スポーツ・レクリエーション活動」が 10.5% と最も高く、次いで「ボランティアによる地域活動」が 9.1% となっています。

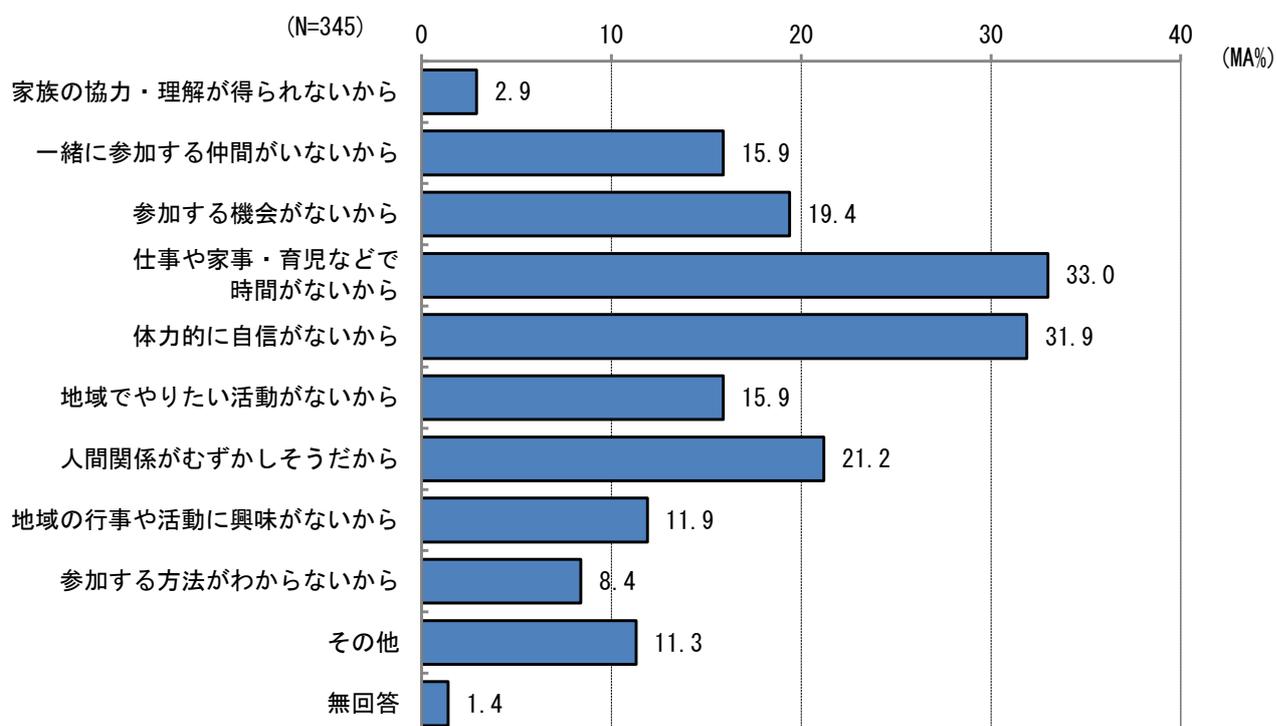
現在の参加率に比べ、今後の参加意向が高くなっているものは、「同じ悩みをもつ者同士の自助グループでの活動」で 4.2 ポイント差、「NPO法人による地域活動」で 4.0 ポイント差、「地元の企業等による社会貢献活動」で 3.8 ポイント差、「スポーツ・レクリエーション活動」で 3.3 ポイント差となっています。

また、「特にない・無回答」が 57.3% と 74.0% といずれも最も高くなっています。



(8) 地域活動に現在参加していない、今後参加できない理由

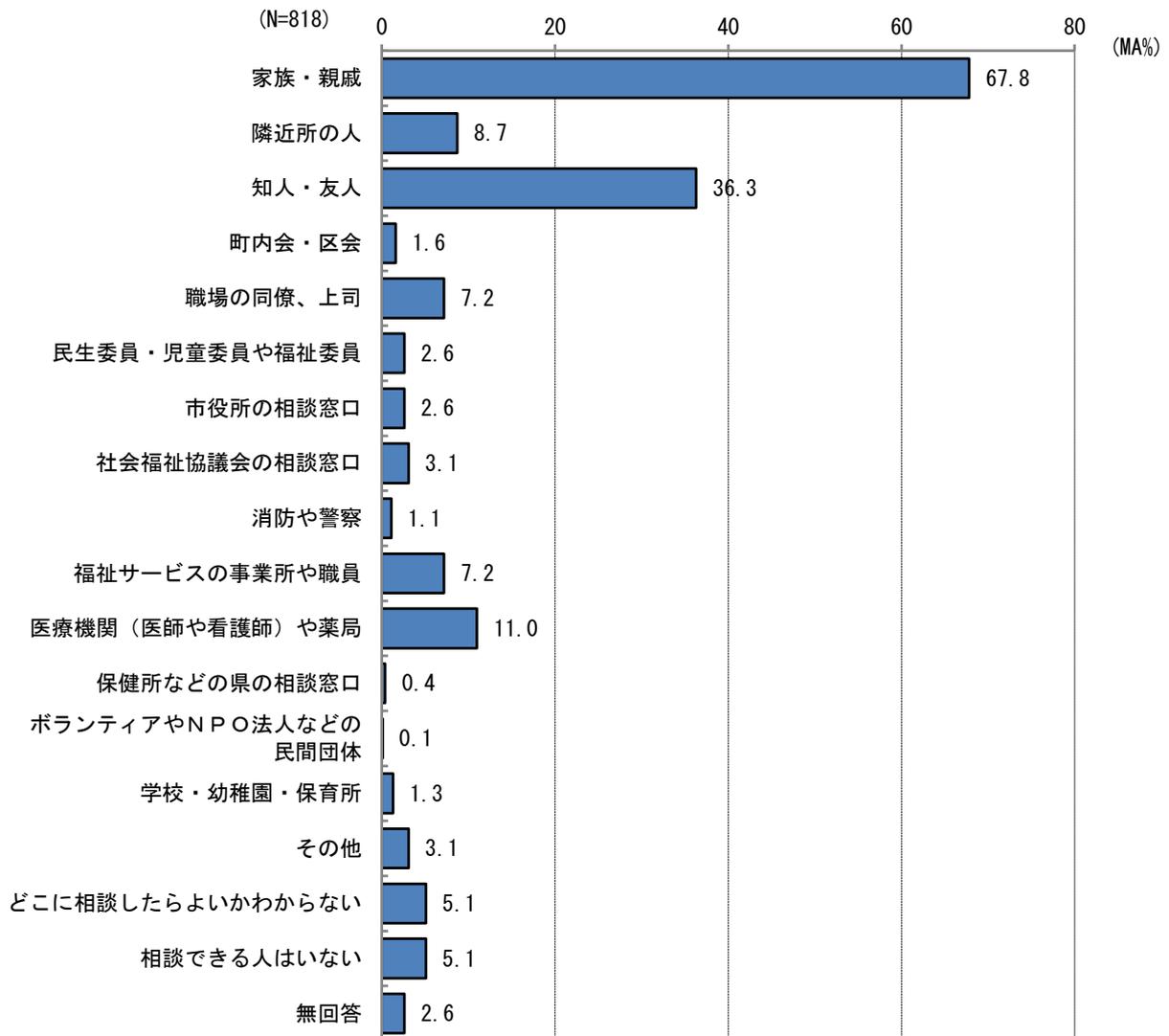
現在参加している、今後参加したい地域活動が「特にない」と答えた人に、その理由を尋ねたところ、「仕事や家事・育児などで時間がないから」が33.0%と最も高く、次いで「体力的に自信がないから」が31.9%となっています。



生活上の不安や相談状況について

(9) 悩みや不安の相談先

日々の生活において何らかの悩みや不安を感じている人に、悩みや不安を誰に（どこに）相談しているかを尋ねたところ、「家族・親戚」が67.8%と最も高く、次いで「知人・友人」が36.3%となっています。



福祉サービスについて

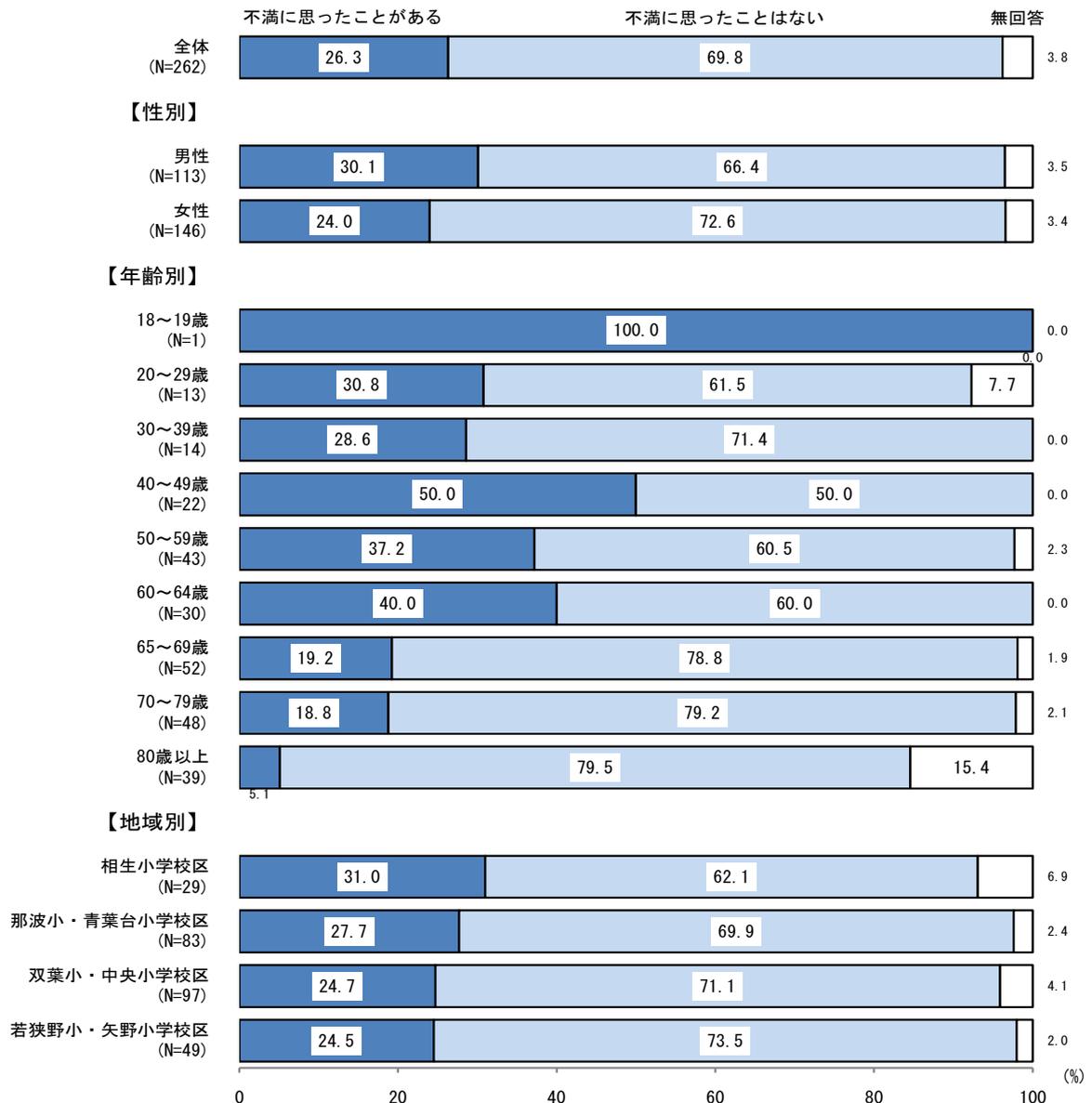
(10) 福祉サービスの利用に関する不都合や不満の内容

福祉サービスを「利用している」人が、利用に関して不都合を感じたり、不満に思ったことがあるかについては、「不満に思ったことがある」が26.3%、「不安に思ったことはない」が69.8%となっています。

性別にみると、男性で「不安に思ったことがある」が30.1%と、女性に比べてやや高くなっています。

年齢別にみると、「不満に思ったことがある」は40～64歳で4～5割と高く、65歳以上では減少傾向となっています。

地域別にみると、「不満に思ったことがある」は相生小学校区で31.0%と、ほかの地域に比べてやや高くなっています。

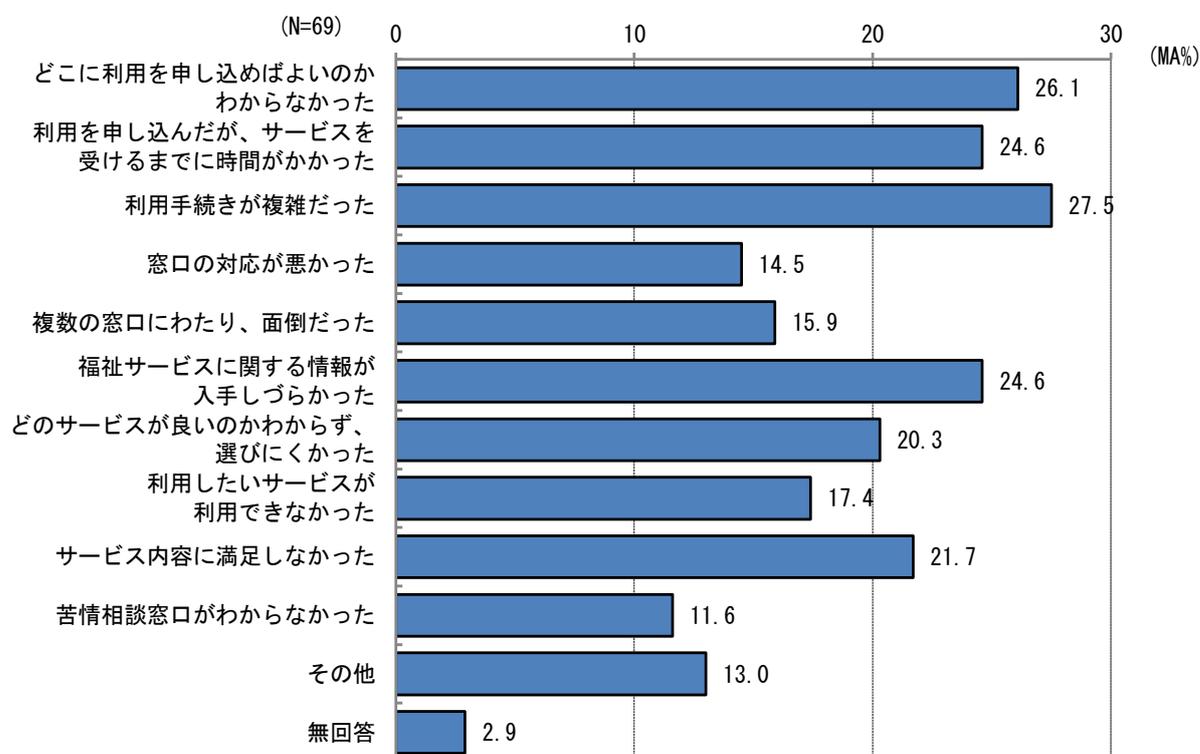


(11) 不都合や不満の内容

福祉サービスの利用に関して「不満に思ったことがある」と答えた人が、不都合を感じたり、不満に思ったことについては、「利用手続きが複雑だった」が27.5%と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が26.1%、「利用を申し込んだが、サービスを受けるまでに時間がかかった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」がそれぞれ24.6%となっています。

性別にみると、男性は「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、女性は「利用を申し込んだが、サービスを受けるまでに時間がかかった」が最も高くなっています。

地域別にみると、相生小学校区、那波小・青葉台小学校区では「利用手続きが複雑だった」が最も多く、双葉小・中央小学校区では「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、若狭野小・矢野小学校区では「サービス内容に満足しなかった」が最も高くなっています。



(MA%)

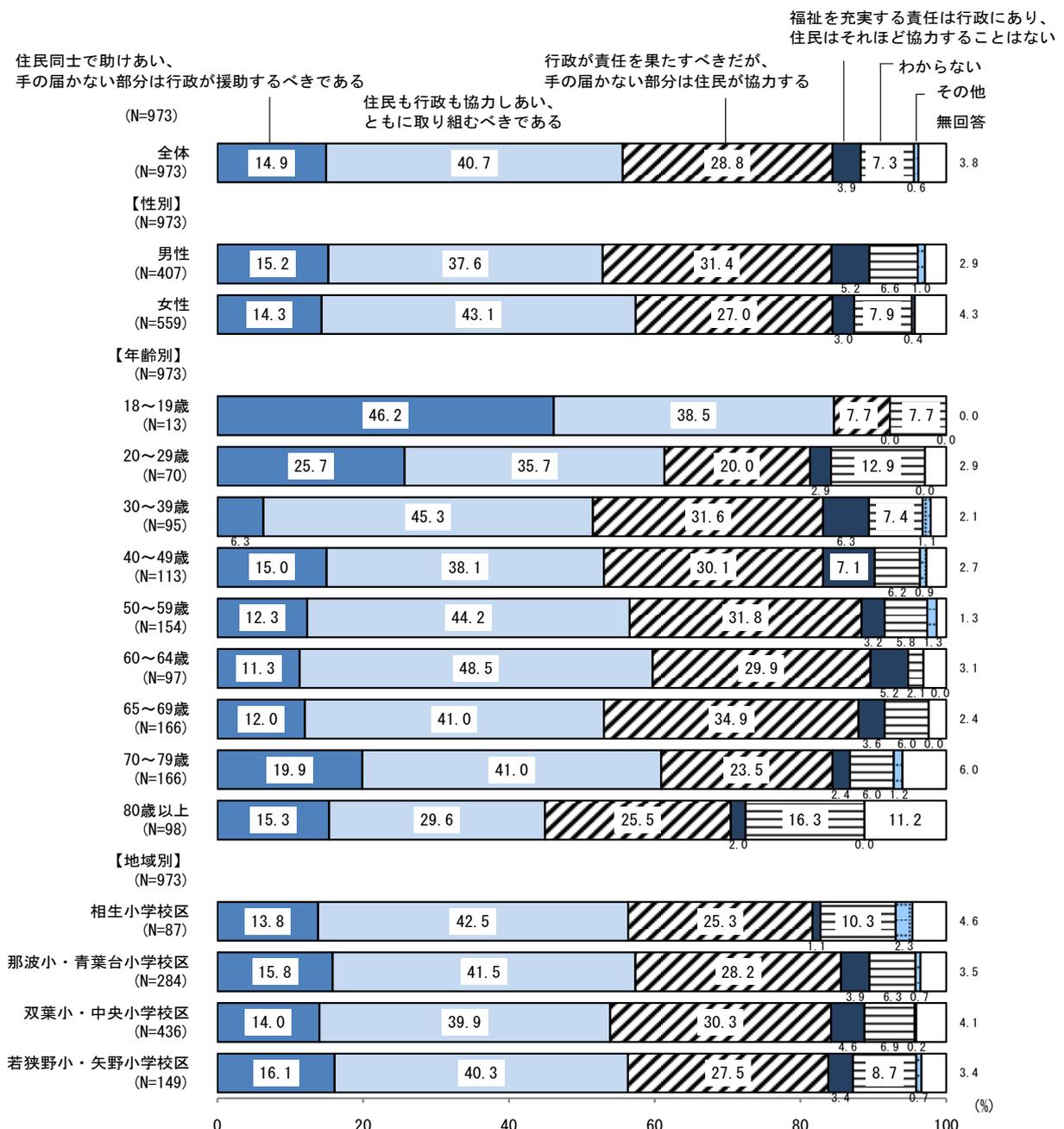
	N	い ど こ に 利 用 を 申 し 込 め ば よ い の か わ ら な か つ た	か か つ た	利 用 を 申 し 込 ん だ が 、 サ ー ビ ス を 受 け る ま で に 時 間 が	利 用 手 続 き が 複 雑 だ つ た	窓 口 の 対 応 が 悪 か つ た	複 数 の 窓 口 に わ た り 、 面 倒 だ つ た	福 社 サ ー ビ ス に 関 す る 情 報 が 入 手 し づ ら か つ た	ど の サ ー ビ ス が 良 い の か わ ら な い 、 選 び に く か つ た	利 用 し た い サ ー ビ ス が 利 用 で き な か つ た	サ ー ビ ス 内 容 に 満 足 し な か つ た	苦 情 相 談 窓 口 が わ ら な か つ た	そ の 他	無 回 答
全 体	69	26.1	24.6	27.5	14.5	15.9	24.6	20.3	17.4	21.7	11.6	13.0	2.9	
性別	男性	34	38.2	20.6	29.4	14.7	17.6	32.4	17.6	8.8	20.6	11.8	8.8	0
	女性	35	14.3	28.6	25.7	14.3	14.3	17.1	22.9	25.7	22.9	11.4	17.1	5.7
年齢別	18～19歳	1	0	100.0	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～29歳	4	0	25.0	50.0	0	0	0	25.0	50.0	0	0	0	0
	30～39歳	4	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	50.0	50.0	0	75.0	25.0	0	0
	40～49歳	11	27.3	27.3	27.3	9.1	9.1	18.2	18.2	27.3	18.2	9.1	27.3	0
	50～59歳	16	25.0	25.0	12.5	25.0	25.0	18.8	0	12.5	12.5	12.5	25.0	6.3
	60～64歳	12	8.3	25.0	25.0	16.7	16.7	33.3	33.3	25.0	16.7	16.7	8.3	0
	65～69歳	10	50.0	10.0	20.0	10.0	0	40.0	20.0	10.0	40.0	10.0	10.0	10.0
	70～79歳	9	33.3	11.1	33.3	0	22.2	22.2	33.3	11.1	22.2	11.1	11.1	0
80歳以上	2	50.0	50.0	50.0	0	50.0	0	0	0	0	0	0	0	
地域別	相生小学校区	9	11.1	22.2	33.3	11.1	0	11.1	22.2	0	11.1	0	33.3	0
	那波小・青葉台小学校区	23	30.4	26.1	43.5	17.4	26.1	34.8	21.7	26.1	21.7	17.4	13.0	0
	双葉小・中央小学校区	24	33.3	25.0	12.5	16.7	8.3	29.2	16.7	20.8	16.7	16.7	12.5	0
	若狭野小・矢野小学校区	12	16.7	25.0	16.7	8.3	16.7	8.3	16.7	8.3	41.7	0	0	16.7

相生市における福祉について

(12) 地域福祉を充実させていくうえでの市民と行政との関係

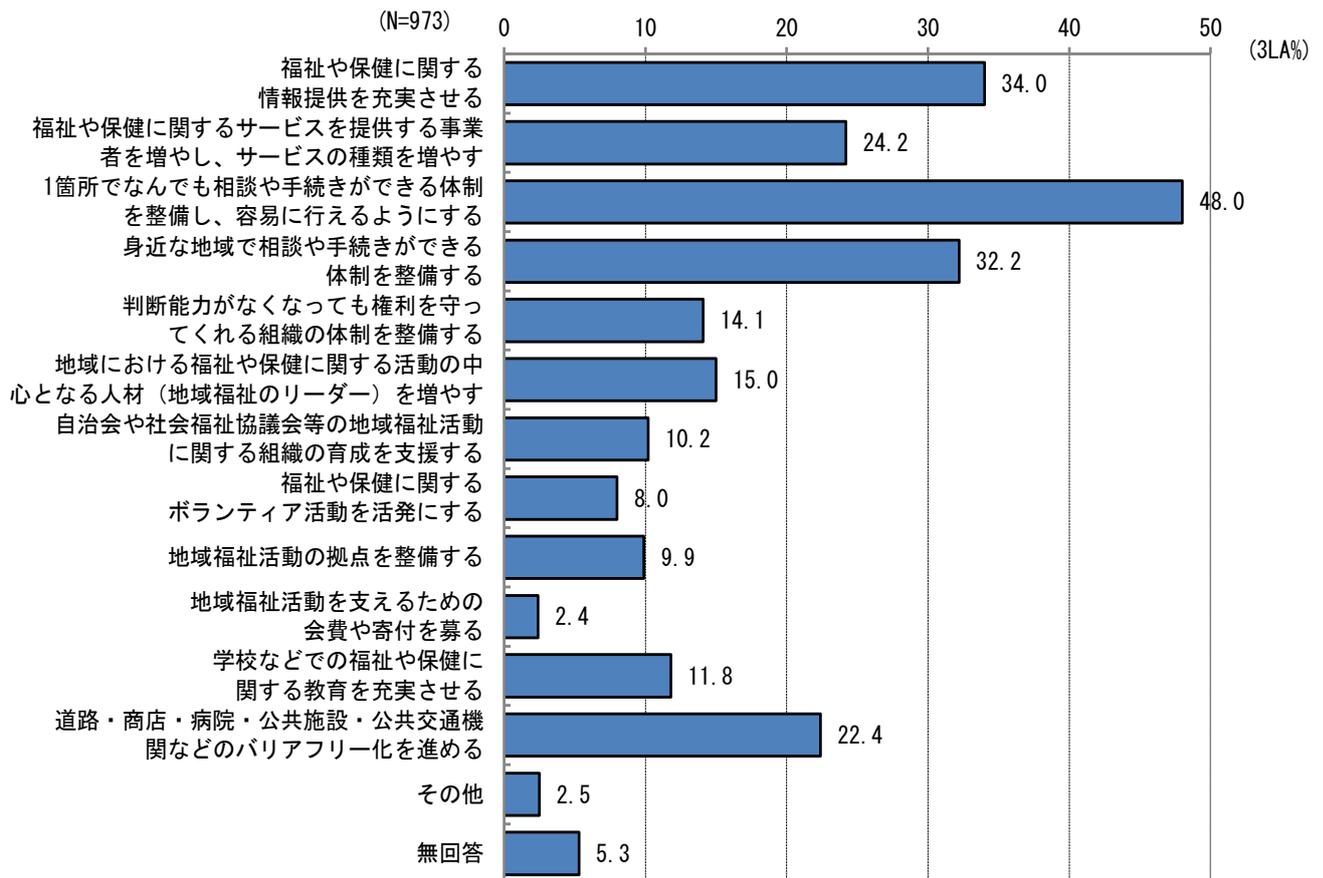
地域福祉を充実させていくうえでの市民と行政との関係については、「市民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」が40.7%と最も高く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力する」が28.8%となっています。

年齢別にみると、18～19歳、20～29歳では「市民同士で助けあい、手の届かない部分は行政が援助するべきである」がそれぞれ46.2%、25.7%と高くなっています。「市民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」は、60～64歳で48.5%と高くなっています。



(13) 地域で安心して生活していくために必要なこと

住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思うかについては、「1箇所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」が48.0%と最も高く、次いで「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が34.0%、「身近な地域で相談や手続きができる体制を整備する」が32.2%となっています。



3 地区別ワークショップのまとめ

テーマ1：「安心して暮らし続ける地域にするために必要なこと」

テーマ2：「みんなで支えあうまちにするために」

ワークショップにおける地区別の意見・アイデアを整理すると次のようになります。

■ 子どものための安全の確保と子育て支援

少子化が進む中、地域ぐるみで子どもを育てることが重要となり、相談体制づくり等子育て家庭への支援、子どもの安全の確保、子どもが伸び伸びと成長できる環境づくりが求められる。

<キーワードと内容>

<ul style="list-style-type: none"> ○子ども人口の減少 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会への入会が減少 ・市内に産婦人科があるとよい ○相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・困った時の相談場所、電話相談 ○子どもに対する大人の見守りが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合いの場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの接し方 ○公園等、子どもの安全な遊び場の確保 ○子育て応援券の配布後フォローが必要 ○不登校問題
---	---

■ 高齢者を取り巻く様々な課題への支援

高齢者のいる世帯、高齢夫婦のみ世帯、ひとり暮らし高齢者が増加している。移動支援や孤立防止等、それぞれの生活に応じた支援が求められる。

<キーワードと内容>

<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし高齢者の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認が重要であるが、表札がない ・近所づきあいがいい状況への対応策が必要 ○隣近所による見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> ・遠くの身内より、近くの他人 ○孤立問題 <ul style="list-style-type: none"> ・遠方の家族について老親の衰えの理解 ・孤立者へのアプローチ法が課題 ○移動が困難 <ul style="list-style-type: none"> ・坂道が多い等、通院や買物に困る。 ・車が運転できなくなるという将来不安 ○認知症の人との関わり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態・生活状況 <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者の有効的な活用 ・外出を嫌がる人への対応が課題 ・伝わりにくさ、聞こえづらさへの対応 ・転倒不安、骨折の危険 ○地区役員問題 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢により活動ができない。 ○地域防犯 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を狙った泥棒や訪問詐欺等 ○地域活動 <ul style="list-style-type: none"> ・行事で地域がまとまる。(祭り等) ・各自が積極的に行事に参加する。
--	--

■ 地域福祉の対象となる人のための防犯・防災対策

地域の安全を守り、高齢者や障害のある人の日常生活から災害時・緊急時まで、防犯・防災面での施策を講じる必要がある。

<キーワードと内容>

<ul style="list-style-type: none"> ○防犯活動 <ul style="list-style-type: none"> ・警察官の巡回 ・街灯を増やし明るくする。 ○災害時の要援護者対応 <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等の名簿の整備 ・個人情報保護法による壁がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時対策・避難支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所、避難ルート等の周知 ・災害に備えて日頃からの訓練の必要 ・地域連絡網の整備 ・防災行政無線による情報伝達
--	--

■ 地域生活課題への対応と地域福祉活動の実践

少子高齢化・人口減少の中、空き家対策、見守り、地域の安全や美化、あいさつや対話、助けあいによる近隣関係の構築、多世代間の交流、自立的な住民力・自治力が課題となる。

<キーワードと内容>

<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少対策 <ul style="list-style-type: none"> ・独身者が年々増加し、将来が心配 ○老老介護問題 ○認知症の社会問題 ○見守り活動、日頃のコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・人と人とのつながりを大切に ○地域行事や交流の場づくり ○自治会未加入問題 ○空き家対策 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増え防犯面に不安（放火・泥棒等） ・空き地の管理（雑草・雑木、敷地内の清掃等） ○盗難対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ・環境美化 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理問題、ごみの出し方のマナー ・ゴミ屋敷対策 ○危険個所の整備 ○自然と歴史的価値のある史跡の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある地域であるが活用できていない。 ○福祉課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が働ける場の充実 ・中年層のひきこもり者への対応 ・困った時に相談できる場所 ・個人情報の共有で最低限の開示は必要（住所・氏名以外の部屋番号が不明等） ・物事の決定は相手の意思を尊重する。
---	--

■ 外出・移動支援、交通対策

地域福祉の対象となる高齢者や障害のある人に向けた、外出支援や移動手段の確保が求められる。また、買い物や交通の不便を補完するための工夫や、移動時の安全確保も課題となる。

<キーワードと内容>

<ul style="list-style-type: none"> ○買物難民、通院が不便な人への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗誘致、交通手段確保 ○移動手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・バスが少ない等、交通の便が悪い。 ・利用しやすい公共交通の整備 ・乗合タクシーが利用できる制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・交通費助成やコミュニティバスの運行 ○道路環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路や歩道等の環境整備 ・運転マナーの向上 ・安全パトロールの実施 ○休憩できるベンチの設置
--	---

■ 福祉意識の醸成と福祉人材育成、関与者の連携強化

地域福祉の対象となる人への理解を深めるとともに、福祉学習の機会を充実させる。そのため人材育成、関与者の連携、民生委員・児童委員の周知と福祉活動の充実が課題となる。

<キーワードと内容>

<ul style="list-style-type: none"> ○福祉意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解 ・障害のある人への理解 ・継続した福祉学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に携わる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーからボランティアまで ○民生委員・児童委員の周知と適正な活動 <ul style="list-style-type: none"> ・役割、実態の正しい理解
--	--

4 策定委員会での意見

策定委員会からの発言内容を整理すると次のようになります。

■ 支えあいの意識づくり、福祉学習の重要性

- 支援が必要な時、一人ひとりが自ら行動できるよう早い段階からの福祉意識の醸成を促す。同和問題について道徳教育が学校教育で浸透したように、中学校・高校と継続した福祉教育を進める。
- 意識の定着とともに、実践的な行為につながるように、小学校3・4年生からのライフステージや関心分野に応じたボランティア体験等を奨励し、助けあい・支えあいの精神のみならず、実践活動として広げていく。
- 福祉分野と文化振興・生涯学習とのつながりにより、普及啓発機会の拡充を目指す。

■ 福祉人材の確保、福祉ボランティアの育成

- 兵庫県は、福祉人材確保を重要テーマに掲げている。相生市においても、人材確保に向けた学校教育や市民への意識づけを図ってはどうか。
- 福祉の仕事のイメージアップを図るため、多様な媒体を駆使した普及・啓発を図る。
- 相生市では、子どものボランティアが育っている。こうした活動を成長につれ充実させていき、上の世代の学生たちにも広めていくことが必要である。

■ 福祉分野の活動機会の拡充、そのための移動手手段支援

- 定期的な行事から、文化活動・社会参加活動まで、福祉の対象となる人の参加を促すことで、地域での孤立防止にもつながるが、移送手段の確保が課題である。
- 買い物、通院時の移動や病院・スーパー内での歩行移動に不具合のある人のため、支援する交通手段や付添人について、仕組みの検討が急務の課題となっている。

■ 要援護者の平時・有事支援、防犯・防災対策

- 避難行動要支援者の登録制度、個別プランについては、近隣での避難支援者の確保や避難情報伝達、避難誘導、避難後の生活支援等、具体策が課題である。
- 孤立防止、見守りネットワーク、移動支援、社会参加、団体活動活性化すべてつながっている。
- 安全・安心な福祉のまちづくりに向け、防犯・防災対策を強化する必要がある。

■ 核となる拠点、核となる人材による地域福祉のネットワークづくり

- 社会福祉協議会のさらなる認知・理解の促進を図る。
- 地域福祉推進計画と連動したアクションプランへの落とし込み、小地域福祉活動の検討が必要である。
- 生活支援コーディネーターの配置による地域福祉のトータルサポートと、そのための財政基盤支援、企業・事業所への働きかけ等が必要である。

■ 地域のつながりの強化、団体活動の活性化

- 地域での関係性が希薄化している昨今、あいさつやふれあう機会を増やすことによるメリットは大きい。支援が必要な人が増えていく中、自分ができることを地域の人に役立てていく助けあい・支えあいの活動は重要である。
- 市において市民活動団体の減少がみられるため、テコ入れが必要と考える。自治会加入の重要性を訴求するだけでなく、PTAや各種のボランティアグループの支援や活性化が課題である。
- 「市民活動課」といった所管のある自治体では、市民活動団体やNPO法人の活動が活発化している。相生市においても、市民活動を具体的に支援する体制づくりが、団体活動停滞の歯止めになると考えられる。
- PTAから、PTCAというように、従来型の組織及びその活動も、新しい考え方を取り入れた活性化が求められている。学校・家庭・地域社会により、地域の子どもたちは地域で育てるという「共育」が重要視されている。
- 子育ては、「親業」の習得が大切と言われているように、児童や家庭の問題は、親の問題に起因することも多く、家庭への介入が図りにくい状況から、親の教育を含めた人間教育について福祉の観点から見直しつつ、行政として学びの機会を提示すべきである。

■ 相談内容の細分化への対応、相談体制の強化

- ひとりで悩みを抱えないように、相談をもちかけやすい状況が必要である。
- 気軽な相談には傾聴を中心とした対応で相談者の気が晴れる。日常的な相談には、その場で先行きや解決の目途が立つ、専門的な相談には専門職の紹介等ケースに応じた対応方向を提示する等、さまざまな次元での相談体制を整備しておく必要がある。
- 近隣では身近な問題を解決する。行政機関では専門性の高い問題を解決する。というような相談体制の構築が必要である。
- 相談窓口に来られる人だけでなく、相談に行けない人に救いの手を差し伸べるため、アウトリーチのアプローチが必要である。近所の見守りから、公的な訪問相談まで。

■ 浮上する新たな福祉テーマへの対応、複合問題対策、自殺対策等

- 差別の対象となりがちな高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、生活困窮者の背景には、経済的な貧困、外国人等のマイノリティに関する偏見といった人権にかかわる問題が潜んでいる。
- 地域の生活課題だけでなく、さまざまな事情が絡み合う複合問題等、新たな福祉課題がみられ、総合的な相談窓口での対応や地域での支えあい等による多面的な解決策が必要である。
- 高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加により、孤独死が増えているため、日常的な見守り体制、安否確認に関して、光熱費業者や新聞配達業者に協力を得る等、地域社会の連動によるセキュリティチェック等の仕組みづくりが懸案事項である。
- 相生市においては、近年、中高年男性の自殺者が増加しており、自殺対策推進と合わせて、メンタルヘルスの維持のためのストレスコントロールや職場への働きかけや働き方改革が課題となる。

5 相生市の地域福祉をめぐる主な課題

(1) 地域で助けあえる関係づくり

アンケート結果では、近所付き合いについて、「気軽に相談できる人がいる」、「立ち話程度をする人がいる」を合わせた対話型の関係性を構築している人が58.0%と過半数を占める一方で、「あいさつを交わす人がいる」、「ほとんど付き合いがない」といった近所との親交が薄い人が42.1%となっています。

お互いに助けあうべき「地域」の範囲についての考えは、「隣近所・班」が44.8%、次いで、「町内会・自治会」が30.7%となっています。

ワークショップや策定委員会においては、地域のつながりの希薄化から脱却するには、つながりを強化すること、日頃から声を出してあいさつし、コミュニケーションの機会を増やしていくことが重要であるという提言が得られました。

地域福祉の推進には、近隣で助けあえる関係性の構築が重要となるため、市民が近隣での親密度を向上するような取組みを図り、災害時・緊急時だけでなく平常時から助けあい・支えあえる意識と実際の行動力を構築していくことが課題となります。

そのためには、自助・互助・共助・公助の考え方をさらに普及していき、助けあい・支えあいの活動が広がるよう、近隣及び地域の関係構築について啓発していく必要があります。

(2) 日常の生活課題への対応

地域福祉においては、日常的な生活課題に対応していくことが重要なテーマとなっています。アンケート結果では、住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員について、「名前も活動内容も知っている」が26.9%、「活動内容は知っているが、名前は知らない」が14.2%となっていますが、「名前も活動内容も知らない」が33.6%となっています。

また、地域の暮らしやすさについて項目ごとの満足度を調べたところ、満足度の高い項目は、「近隣の生活マナー」で32.1%、「買い物などの便利さ」で30.7%となっています。反面、満足度の低い項目は、「病院など医療関係施設」で39.4%、「道路や交通機関などの使いやすさ」で39.2%となっています。

ワークショップや策定委員会では、福祉の対象となる人への移動支援、買い物支援のため、交通手段の確保やサポーターの育成が必要であり、PTA活動の活性化、多世代間交流が課題となりました。

地域に密着した生活課題に対応する中核的な存在として、民生委員・児童委員が役割を担っていますが、今後は、市民へのさらなる浸透を図る必要があります。地域で生活の満足度を高め、市民が暮らしやすい地域を築くためには、福祉の観点でとらえたまちづくりが重要な課題となります。

(3) ボランティア活動・NPO法人活動・地域活動の活性化

ボランティア活動や地域活動への参加は、地域福祉の推進に重要な行動力となっています。アンケート結果では、35.6%の市民が町内会・自治会・公民館での活動に参加しています。一方で、時間や体力の不足を理由に地域活動に参加していない人もおり、誰もが地域活動に円滑に参加できるようなバリエーション豊かな活動の機会と場づくりが必要となっています。

また、ボランティア活動やNPO法人活動に参加している、又は参加したい理由として「仲間が増える」、「自分の向上になる」、「支えあいのあるまちをつくるため」、「生きがいを感じることができる」が30%を超えています。今後もこのように、人とつながり、支えあい、生きがいとなっていく日々の活動に繋がるよう推進することが大切です。

実際に担い手として参加している市民は、まだまだ少ない状況ですが、少数派ながら環境・美化や文化・芸術・生涯学習、高齢者の安全、災害時の支援、健康関連等多彩な活動への参加がみられ、今後も活動の裾野を広げる取組みが期待されます。

ワークショップや策定委員会の意見では、学校で福祉学習を通じ早い段階からの福祉ボランティア体験や交流の場の設置、地域の自治会・子ども会等の加入促進等が挙げられました。

(4) 地域の防災・防犯及び災害時対応の推進

アンケート結果では、日常生活に不都合が生じたとき、地域でしてほしい手助けについては、「安否確認の声かけ」が56.0%、「災害時の手助け」が30.1%となっています。一方で、困っている家庭にできる手助けについては、「安否確認の声かけ」が68.9%、「話し相手・相談相手」が40.8%、「災害時の手助け」が38.6%となっています。また、地域にある組織や団体に対して期待する活動として、「緊急事態が起きたときの対応」が71.3%となっています。

ワークショップや策定委員会においては、回覧板の効果的な利用による近隣での安否確認、防犯面を強化する街灯設置、通学路の危険な箇所での見守りといった意見が出ました。

今後は、身近な地域における安全・安心を守るための組織づくりが求められます。行政による要支援者の把握とその対応に加え、普段からの地域住民相互による声かけや見守り活動により、防災・防犯等の地域の安全確保に向け、日頃からの「つながり」や「連携」の必要性を訴求し、小地域でのネットワークづくりを強化していくことが必要となります。

(5) 生活不安や悩みに関する相談体制の充実

アンケート結果では、悩みや不安についての相談先は、「家族・親戚」が67.8%で、次いで「知人・友人」となっています。また、「どこに相談したらよいかわからない」、「相談できる人はいない」と答えている人も少なからずあり、アウトリーチの視点や発見していく仕組みに基づいた対策を講じる必要があります。

日々の生活における悩みや不安の内容について年代別でみると、20～39歳では「仕事」、30～39歳では「子育て」、50歳以上では「介護の問題」、70歳以上では「自分や家族の健康」が高くなっています。

仕事や生活に困っている人に対してどのような支援があれば良いと思うかについては、「自立に向けた相談支援」が62.9%、「就労に向けた知識・技能の習得支援」が49.9%となっており、生活困窮者問題への対応や就労支援等が課題となっています。

ワークショップや策定委員会においては、相談内容の細分化への対応、相談できない人に向けた相談しやすい体制づくり、アウトリーチ活動や訪問相談の実施、複合問題への対応といった意見が得られました。

行政としては、相談窓口での横断的な対応が可能となるよう、総合相談の機能を充実させ、きめ細かな相談に応じ、解決に向けて関係機関との調整を図る体制づくりが必要です。とりわけ、個人やその家庭が抱えている問題は、複雑化・多様化し、複合的な問題としての解決が迫られており、公的な機関や専門職の連携による「パーソナルサポート」を進めていくことが課題となります。

(6) 保健福祉サービスの提供体制の充実

アンケート結果では、福祉サービスの利用経験がある人は26.9%となっており、年齢が上がるほど利用率が高まる傾向にあり、80歳以上では39.8%となっています。福祉サービスの利用に関して「不満に思ったことがある」が26.3%で、その内容は、「利用手続きが複雑だった」が27.5%、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が26.1%、「利用を申し込んだが、サービスを受けるまでに時間がかかった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」がそれぞれ24.6%となっています。

また、福祉サービスの利用者の情報入手先は、「福祉サービスの事業所又は職員」が多く、次いで「市のホームページや広報紙」、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」、「医療機関（医師・看護師）や薬局」となっています。

ワークショップや策定委員会では、生活支援コーディネーターの配置や社会福祉協議会との連携によるトータルなサービス提供体制が課題とされました。

今後は、サービス利用の満足度を高めるため、手続きの簡素化、申請先の明確化、スピード対応が課題となります。さらに、利用者起点の発想で、サービス事業者、市、社会福祉協議会、医療機関等の迅速な連携により、必要なサービスの効果的・効率的な情報提供を展開する必要があります。

(7) 市民に優しいサービス・マネジメント・システムの確立

アンケート結果では、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために必要なことについては、「1箇所でも何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」や「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」、「身近な地域で相談や手続きができる体制を整備する」の回答割合が高くなっています。

ワークショップや策定委員会からは、多様化・複雑化するニーズに対応するため、相談内容も「聞くだけでも相談者の不安が軽減されるような気軽な相談の受け皿が必要」、「家族・知人でなく気軽に相談できる窓口が必要」、「相談内容によっては専門性のある対応が必要」というように、次元を分けての対策と、それらをつなげる総合的な体制づくりの必要性が示唆されました。新しい支援のあり方についての切り口など、可能性を模索することも大切です。

総合相談機能の充実とワンストップサービス体制の具現化は、ますます求められており、市民が利用しやすく円滑で素早い対応力を図るため、福祉サービス・マネジメントの体制づくり、専門的・横断的な仕組みづくり、サービスエンカウンター（市民との接点）の充実、担当人材のスキルアップが課題となります。

(8) 地域福祉の充実に向けた協働・連携の推進

アンケート結果では、地域福祉を充実させていくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきかについては、「市民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」が40.7%、「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は市民が協力するべきである」が28.8%となっており、市民と行政の協働、行政主導での市民との協働というように、協働の意識の浸透がうかがえます。

ワークショップや策定委員会では、福祉は文化や学習等さまざまな分野とも関連しているとの意見があり、地域生活やまちづくりを福祉の視点でとらえることが課題となっています。地域福祉の充実に向けては、地域福祉のネットワーク機能の強化や関係する各団体間の連携がますます重要となります。

今後は、「自助・互助・共助・公助」による協働体制を実践的な活動に導き、「個人ができること」や「隣近所ができること」、「自治会ができること」、「行政が取り組むこと」等、公民連携、多職種協働のもと、地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の総合計画において「～いのち輝き 絆をつなぐ あいのまち～」を将来像として設定し、市民一人ひとりがお互いを尊重し、ふるさとに愛着を持ち、地域社会の一員として福祉を支える心を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを推進しています。

本市では、公的な福祉サービスの提供だけでなく、事業者や福祉活動団体等、多様な福祉活動を積極的に展開し、地域住民のつながりを意識した地域福祉環境の整備を目指しています。

そして、地域福祉の取組みが本市の活力となり、誰もが地域社会の一員として、安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを進めていきます。

地域の資源を活かし、協働と連携による自主的な地域福祉活動へとつなげることにより、住みたい、住み続けたいと思えるような相生市を目指します。

第2次地域福祉計画は、第1次地域福祉計画の理念を引き続き「助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち」の実現に取り組んでいくこととします。

【基本理念】

助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち

2 計画の基本目標

基本理念である「助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち」の実現を目指し、本計画を効果的に推進させるため4つの基本目標を掲げ、市民、地域、事業所等の関係機関及び行政が一体となり取り組んでいきます。

基本目標1 そだてよう！ ～支えあいの意識と担い手づくり～

人と人がつながりあい、お互いに顔の見える関係を構築し、それぞれの地域において、活発な地域福祉活動を展開していくことが大切です。

そのため、市民一人ひとりが福祉に対する意識を高めると同時に、地域を支える担い手の発掘や育成に努めます。

基本目標2 つなごう！ ～地域共生の福祉ネットワーク～

高齢者や障害のある人、子ども等あらゆる人が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高めあう地域共生社会の実現に向け、地域で支えあうためのネットワークを構築します。

基本目標3 まもろう！ ～安全・安心な暮らしと地域社会～

市民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげ、住民同士の支えあいによる見守り体制の構築を目指します。そして、誰もが安心して安全に暮らし続けるよう、住民同士の信頼と連帯意識に基づいた心あたたかい地域社会の構築を目指します。

基本目標4 つくろう！ ～適正なサービスと福祉の基盤～

自立した生活を支えるためのさまざまな福祉サービスを、必要としている人が適切に利用できるよう、的確に地域のニーズを把握し、良質なサービス提供体制を整備します。また、誰もが気軽に社会参加できる基盤整備を行います。

3 重点的な取組みの設定

本計画は平成 30 年度から平成 34 (2022) 年度までの5か年を目標年度として、基本目標に基づいた施策を関係団体等と連携しながら推進していきます。中でも特に重要な施策について、「重点的な取組み」と位置づけ、計画的な推進を目指します。

基本目標 1 そだてよう！ ～支えあいの意識と担い手づくり～

(1) ボランティア活動の担い手の養成

アンケート結果では、「地域活動に、現在参加していますか」、「今後参加したい地域活動はありますか」と尋ねたところ、「特にない・無回答」と答えた市民は、それぞれ 57.3%と74.0%と非常に高く、地域活動やボランティア等に対する意識が低下している状況にあり、参加しない理由としては「仕事・家事・育児などで時間がない」、「体力に自信がない」、「人間関係がむずかしそう」が高くなっています。また、「参加する方法がわからない」と答えた市民もいることから、情報提供やきっかけづくりといった点が不足していると考えられます。

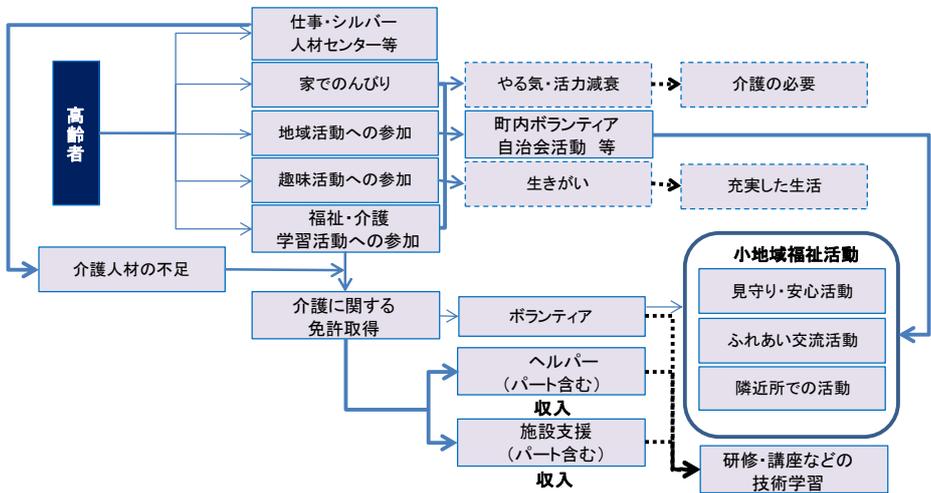
現在、社会福祉協議会において小地域福祉活動を通じてボランティア養成講座、地域福祉リーダー研修等の学習機会の提供やボランティア情報の発信等により、高齢者や障害のある人、子ども等各分野における福祉の担い手づくりに取り組んでいます。

しかし、ボランティア会員数をはじめ、自治会や高年クラブ等の地域組織の加入者数・加入率は減少している状況にあります。

また、民生委員・児童委員、福祉委員による地域福祉活動を展開していますが、担い手の高齢化やひとり暮らし高齢者の増加による見守り活動の拡大等、活動に対する負担が大きくなってきています。社会福祉協議会と協力して、小地域福祉活動をはじめ、各種講座や研修会等を通じて、支えあいの意識づくりと担い手の発掘・育成等、人材の確保に努め市民主体の福祉活動の活発化を目指します。

また、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、定年後の世代や主婦等、地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材の地域活動や福祉活動への参加を促進します。

<高齢者の社会参加>



(2) 総合的な相談体制の構築

市民が抱える不安や悩みの解消に向け、生活自立相談窓口、社会福祉協議会によるふれあい心配ごと相談、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター等、さまざまな関係機関による相談が行われています。そのほか、地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員をはじめ、障害者相談員や家庭児童相談員・母子父子自立支援員等が活動しています。

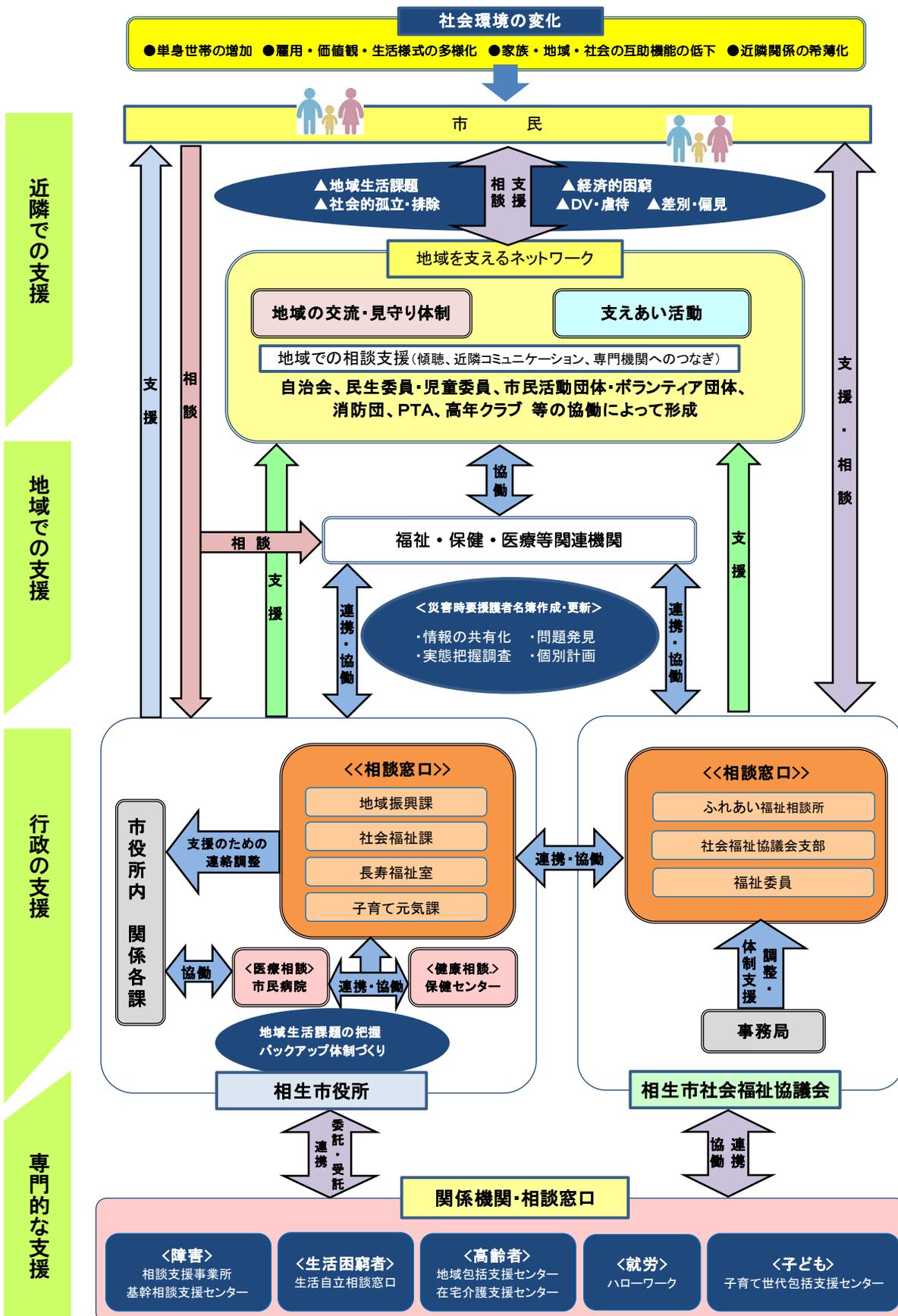
アンケート結果では、「悩みや不安を誰に（どこに）相談していますか」を尋ねたところ、「相談相手」としては「家庭・親族」が67.8%と高く、市窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の相談者への回答は少ない状況となっています。

多様化する市民ニーズに対応できるよう、相談体制の充実を図り、各相談員の質の向上に努めるとともに、各相談窓口、相談員の周知・啓発に取り組みます。

そして、高齢者や障害のある人、子ども等を含めた支援が必要な市民が、自立した生活を地域で営むことができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るなど、セーフティネットの構築を図っていきます。

さらに、生活困窮者に対しても早期の段階で支援を行い、自立した生活の支援を行っていきます。

＜総合相談支援システム＞



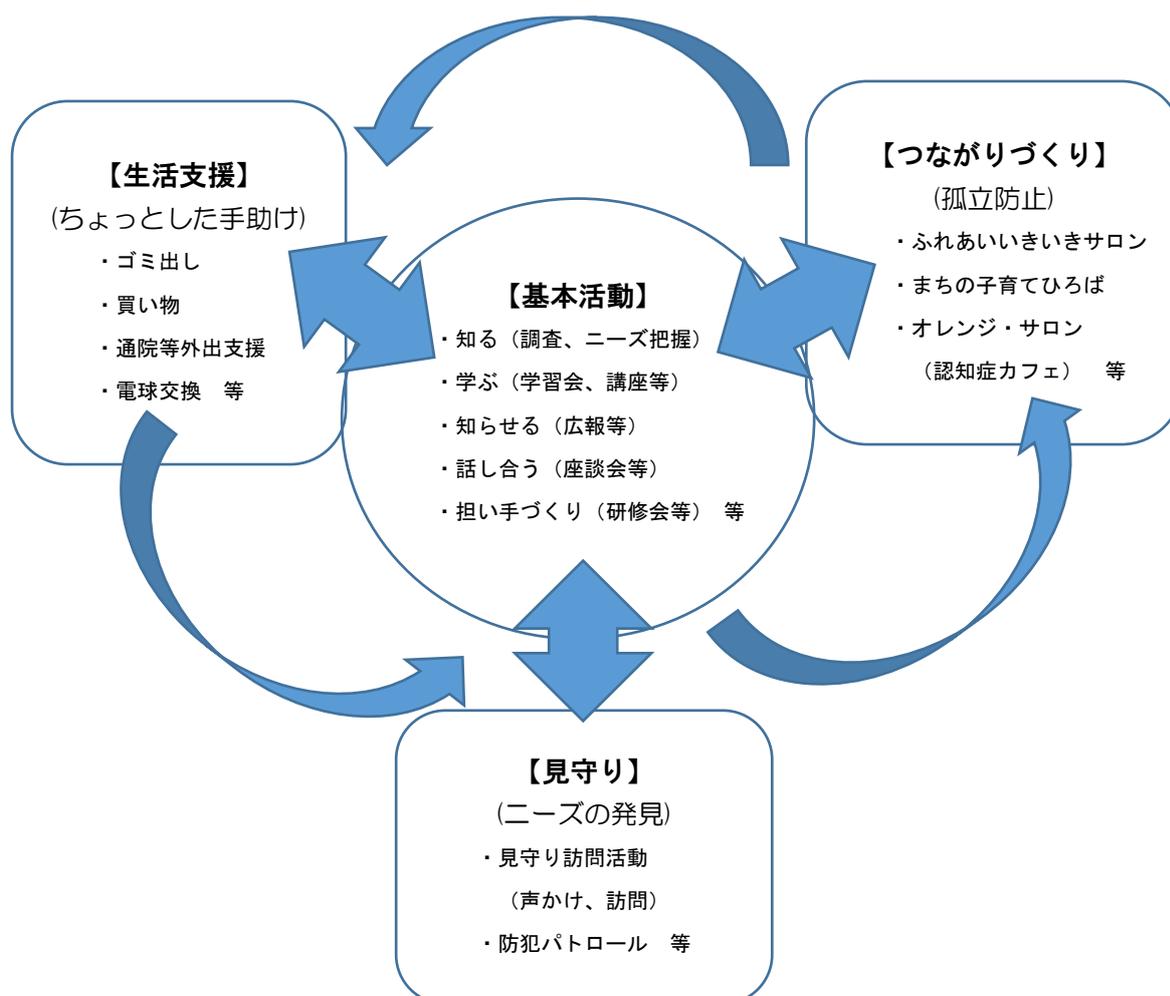
(3) 小地域福祉活動の推進

地域福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」、「人づきあい」が地域づくりの基礎になります。アンケート結果では、市民が考える地域の範囲として、「隣近所・班」が44.8%と最も高く、次いで「町内会・自治会」が30.7%となっており、前回のアンケート結果と同様に、近隣、自治会単位のエリアが主な福祉活動の場となっています。

そのために、あいさつや声かけからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進める必要があると考えます。また、全ての市民が生きがいをもって社会参加し、地域において支えあう総合的な支援体制の構築が必要です。

地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会では、小地域福祉活動として、「ふれあいいきいきサロン事業」を行っています。今後、地域におけるコーディネート力や企画力、情報の発信・収集・提供能力等を活かし、現在活動が行われている小地域福祉活動の拡大・充実に努めていくよう支援します。

<小地域福祉活動の内容>



基本目標 3

まもろう！ ～安全・安心な暮らしと地域社会～

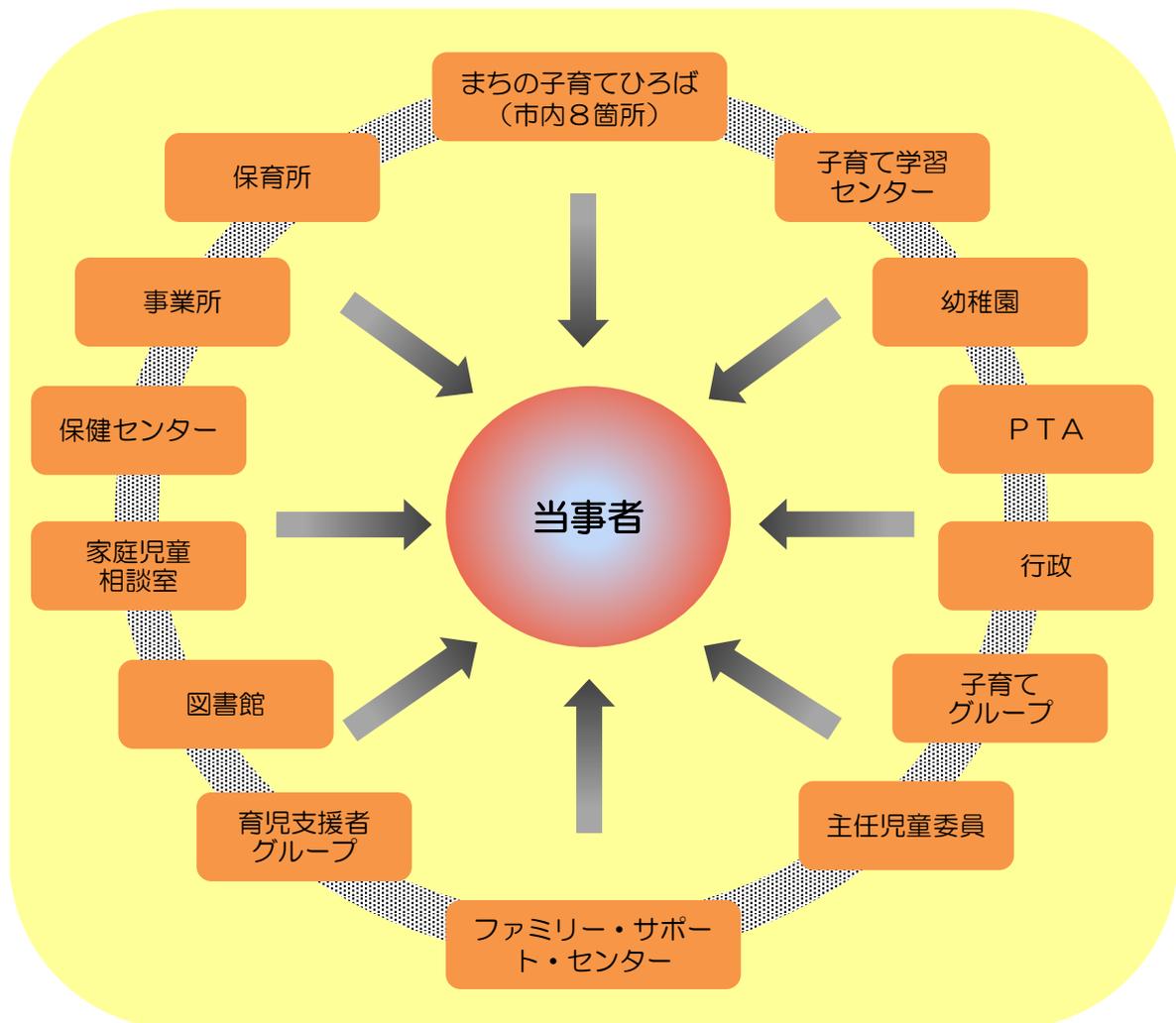
(4) 地域ぐるみの子育て支援や見守り

本市では、「子育て学習センター」において、両親教育指導員による子育ての悩み相談、親子のふれあいや情報交換、仲間づくりの輪を広げる自主グループ活動を展開しています。

また、「まちの子育てひろば」では、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通してお互いに情報交換ができる地域の身近な拠点で、「子育て」、「親育ち」を応援しています。現在市内8箇所で展開され、地域のボランティアの皆さんが中心となって運営しており、子育て相談やアドバイスが受けられます。このひろばが、より充実した活動となるよう専門スタッフの派遣や活動に対する支援を行っています。

「まちの子育てひろば」をはじめ、地域で気軽に行える子育て支援活動を市内各所で推進していきます。

<子育てネットワーク推進協議会>



(5) 災害時の支援体制の強化

東日本大震災を始め全国各地で大規模災害が発生し、避難方法や情報収集・伝達方法等防災対策のさまざまな課題が浮き彫りとなりました。

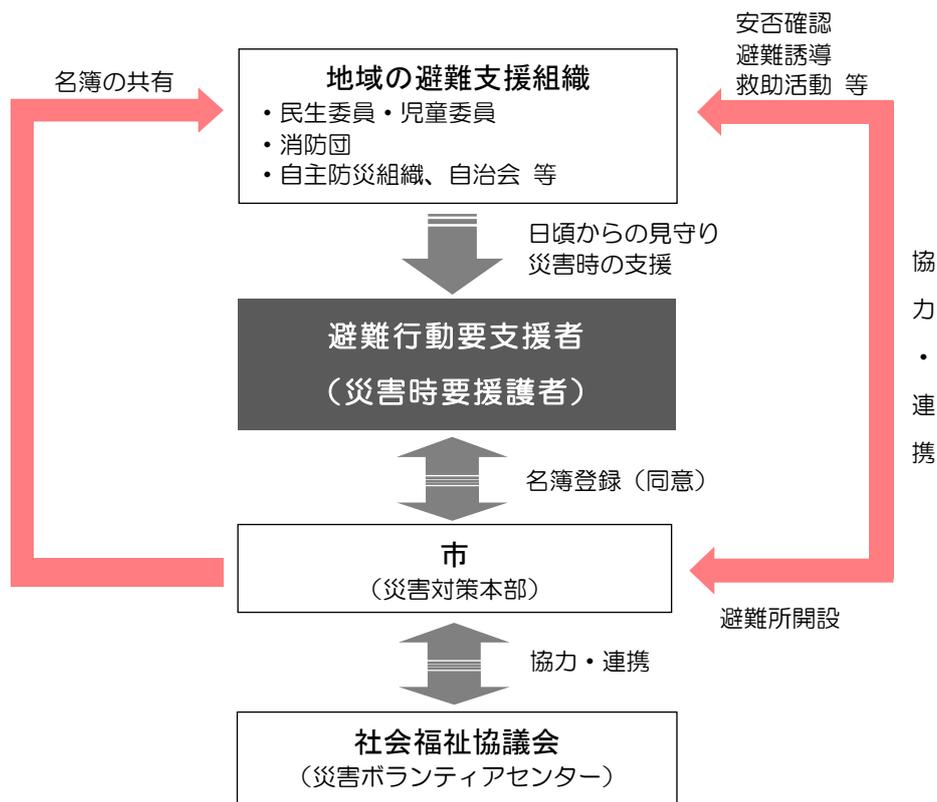
特に、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者はスムーズな対応が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制について、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要な課題となっています。

アンケート結果では、災害時の避難支援についての関心は高く、地域でしてほしい手助けについて尋ねたところ、「災害時の手助け」が50.1%と2番目に高くなっています。

本市では、災害に対する防災体制及び対策をより効果的に行うため、平成28年度に「相生市地域防災計画」の見直しを行いました。

今後も要配慮者への支援体制の一層の強化に努め、地域住民一人ひとりが防災の重要性を認識し、災害に対する日頃の備えを行い、災害時に助けあう地域づくりを推進していきます。

＜避難行動要支援者への支援体制イメージ図＞



基本目標4 つくろう！ ～適正なサービスと福祉の基盤～

(6) 生活困窮者への支援体制づくり

近年の地域経済の伸び悩みや雇用形態の多様化等により、本来、就労ができるはずの若者世代も、生活困窮に陥っている状態が見られます。生活困窮に陥った背景や要因は、単に、仕事に就けないだけでなく、障害・疾病やDV、虐待、いじめ、リストラ等さまざまな課題を抱えている場合もあり、自立するためには、就労につなげるだけでなく、一人ひとりに適した支援が求められています。

生活困窮者自立支援法は、第2のセーフティネットであり、本人の状況や意思を確認しながら、包括的な支援を行う制度であり、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等関係機関と協力し、地域における生活困窮者の把握を早期に行う必要があります。

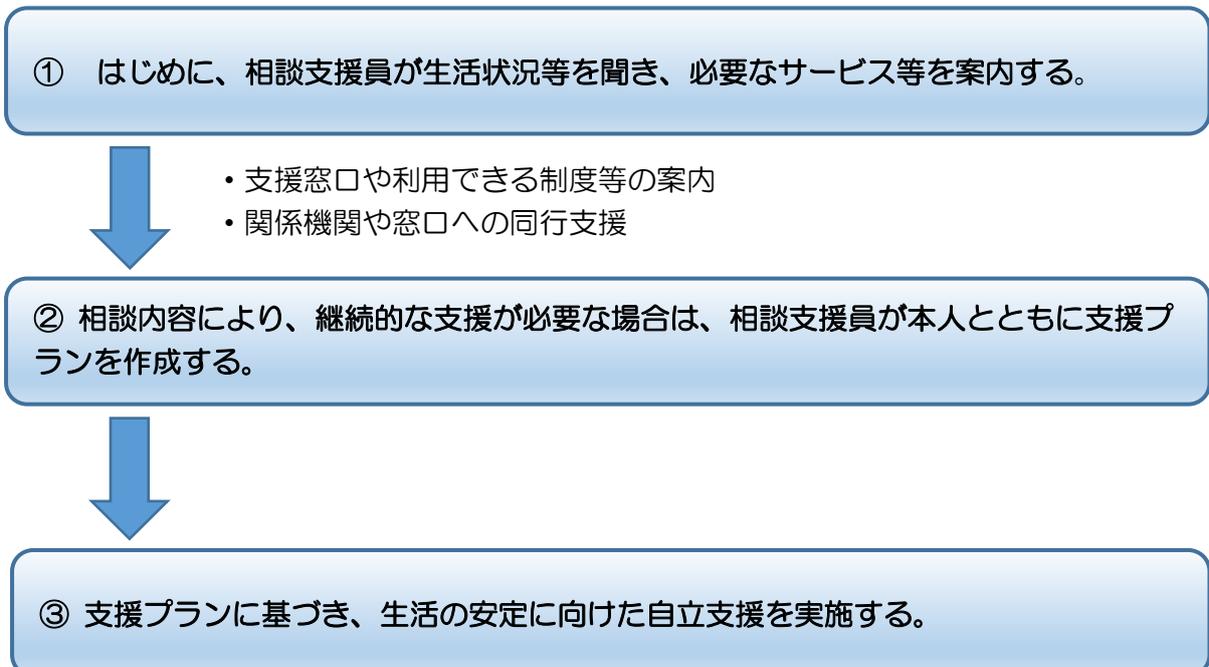
そして、従前に取り組んできた福祉施策や既存のサービス制度では対応しきれていない複合的な課題を抱えている生活困窮者に対し、自立に向けた幅広い支援を行っていく必要があります。

また、地域において社会的つながりから孤立し、フォーマルな援助に結びついていない人々に、支援や情報提供を実施するため、アウトリーチを行い必要な福祉サービスにつなげていきます。

今後は、更なる自立支援を図るため、就労準備支援事業や家計相談支援事業等、生活困窮者自立支援事業における任意事業の実施について検討いたします。

<生活自立相談窓口>

【支援のながれ】



4 地域福祉におけるエリア（圏域）のイメージ

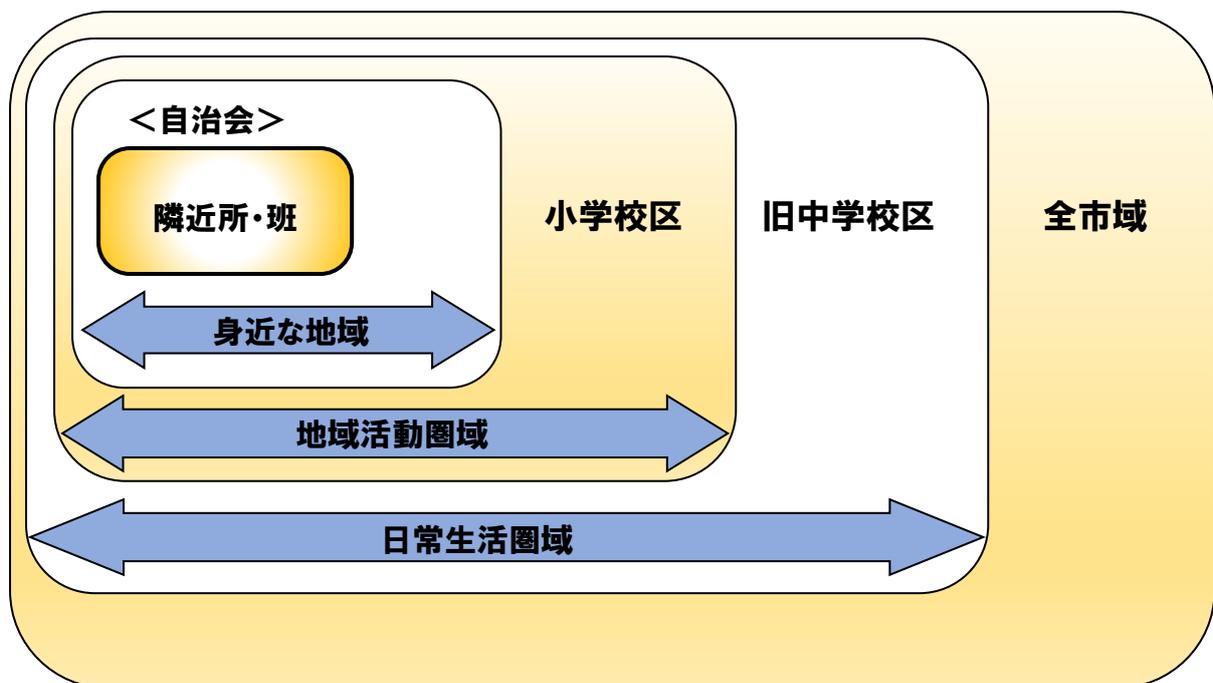
「相生市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」では、高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受け、生活を継続して営めるよう、旧4中学校区を単位とした日常生活圏域を設定しています。

本市は、中心市街地や山間地域、臨海地域など、地域によって地域資源が大きく異なり、人口構成もさまざまで、地域が抱える問題・課題も多種多様であることから、重層的なエリア設定が重要となります。

本市の地域活動として、自治会による活動が最小単位で、小学校区、中学校区、そして全市的な取組みと範囲が広がっています。

地域福祉におけるエリアは、地域活動の最小範囲である自治会単位が個々を支える「身近な地域」、小学校区を「地域活動圏域」、旧中学校区を「日常生活圏域」として設定します。

<地域福祉におけるエリア（圏域）のイメージ>

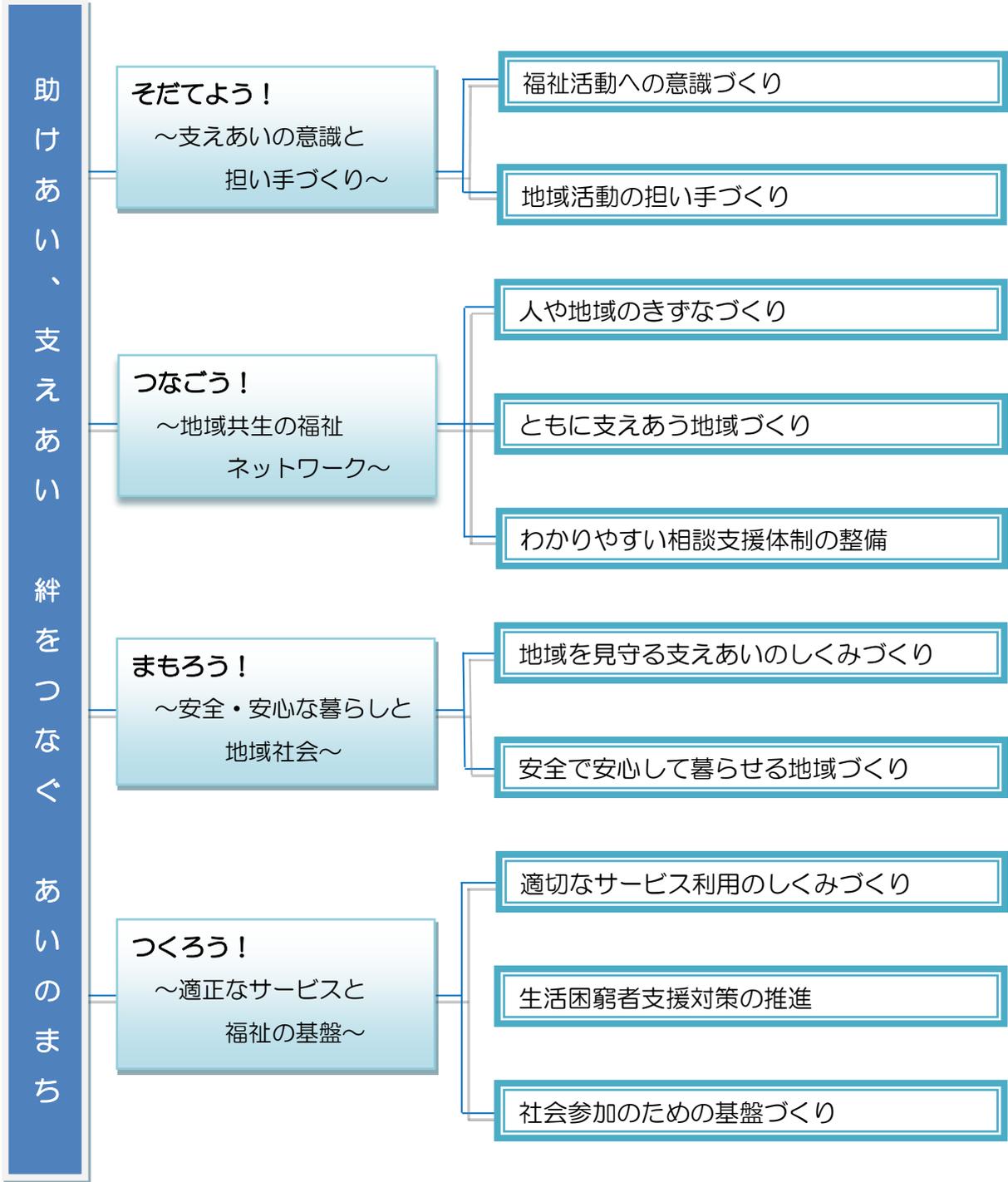


5 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性



第4章 施策の展開

1 そだてよう！ ～支えあいの意識と担い手づくり～

(1) 福祉活動への意識づくり

取組み	内 容	施策担当課
①自治会活動の活性化	自治会は、地域コミュニティの核ともいべき存在であることから、地域に即した魅力のある活動をPRし、自治会活動への参加を呼びかけます。 ■魅力ある自治会活動の展開 ■自治会の加入促進	地域振興課
②声かけ・あいさつ運動の推進	市民一人ひとりがお互いにあいさつや言葉を交わせるように、声かけ・あいさつ運動を全市的に推進していきます。 ■市民さわやかあいさつ運動の実施	企画広報課 学校教育課
③広報・啓発活動の充実	市民がいつでも、必要な福祉・保健・介護・医療等のサービス情報を入手できるように、ホームページ・広報あいおい・Facebook・掲示板等、さまざまな媒体を活用した情報提供体制を整備します。また、視覚や聴覚等に障害のある人に対しても適切な情報提供が行えるよう配慮します。 ■情報提供体制の整備 ■新たな情報発信手段の検討 ■障害に配慮した情報提供	企画広報課 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会
④学校や地域における福祉学習の充実	小・中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用し、福祉やボランティア活動をテーマとした授業や体験学習等を実施することにより、児童・生徒の福祉意識を高めていきます。 ■福祉教育推進指定校の継続 ■ボランティア体験学習の実施	学校教育課 社会福祉協議会
	地域における福祉課題の解決に取り組むことができるよう、市民が福祉に関する意識を高め、さまざまな学習の場を提供します。 ■認知症サポーター養成講座の実施 ■地域福祉リーダー研修の実施	社会福祉課 長寿福祉室 社会福祉協議会

※■の内容は、今後重点的に取り組む項目や施策のキーワードとなる項目です。

(2) 地域活動の担い手づくり

取組み	内 容	施策担当課
① ボランティアのきっかけづくり	<p>地域福祉活動への参加のきっかけづくりとして、市民の地域福祉に対する関心を高める市民参加型の各種イベントの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民参加型フォーラムの検討 ■市民参加型の既存イベントの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・善意のつどい ・あいあいスポーツ大会 	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
	<p>ボランティア活動の楽しさや大切さを体験できる機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア体験講座の実施 	<p>社会福祉協議会</p>
<p>② ボランティア活動の担い手の養成</p> <p>重点取組</p>	<p>高齢者が介護予防活動に関心を持ち、自らの健康の維持増進を実践できるようになることを目的に、介護予防のための運動、栄養、口腔の講話と実践を交えた講座を実施し、介護予防の視点を持って地域づくりに協力できる人材育成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■介護予防推進講座の実施 	<p>長寿福祉室 子育て元気課</p>
	<p>地域で主体的に活動できる新たな地域福祉の担い手の育成に努めます。特に若い世代及びシニア世代のボランティア活動への参加を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア養成講座の実施 	<p>社会福祉協議会</p>
	<p>身近な地域で地域福祉活動や地域コミュニティの核となるリーダーの養成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉リーダー研修の実施 	<p>社会福祉協議会</p>
③ ボランティアの担い手と受け手をつなぐしくみづくり	<p>サービス利用を希望する人のニーズとボランティアの活動内容を把握・整理し、お互いにわかりやすい情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアセンターの充実 	<p>社会福祉協議会</p>
	<p>ボランティアをする側、求める側の間に入って、相談や調整役となりボランティア活動をサポートするボランティアコーディネート機能の強化を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアコーディネート機能の強化 	<p>社会福祉協議会</p>

取組み	内 容	施策担当課
④ ボランティアグループへの支援	<p>市民が、自発的に取り組む公益的な活動に対し、ボランティアグループの組織づくりを支援します。また、地域で活動するボランティアグループに、ボランティアセンターへの登録を促し、適切な情報提供・相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供・相談支援 ■ ボランティアセンターへの登録 ■ ボランティアグループの組織化 ■ ボランティア保険への加入促進 	社会福祉協議会
	<p>地域のボランティアグループが行う、地域課題の解決や地域の活性化等につながる地域活動に対して助成します。また、助成金に関する情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ しあわせ基金事業 ■ 企業等への助成金に関する情報提供等 	長寿福祉室 社会福祉協議会
⑤ ボランティア活動の推進	<p>社会参加や社会貢献の喜びを市民に感じてもらうよう、地域活動・ボランティア活動を生きがいづくりと関連づけて推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館活動の充実 ■ 金ヶ崎学園大学の実施 ■ 文化会館ボランティアスタッフの導入 ■ 生きがいセミナーの実施 	生涯学習課 社会福祉協議会
	<p>地域福祉活動の楽しさや支えあいの大切さを通して地域福祉力を高め、継続した活動となるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉活動の活性化 	社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会

＜相生市ボランティアセンター登録グループ＞

No.	グループ名	区分	主な活動内容
1	あいおい運転ボランティアグループ	技術	在宅障害者の送迎支援
2	あいおい外出介助 ボランティアグループこころ	技術	高齢者や障害のある人の外出支援
3	相生点灯会	技術	視覚に障害のある人への点字による 情報提供活動
4	朗読ボランティアひびきの会	技術	視覚に障害のある人への音声による 情報提供活動
5	相生サマリー	技術	聴覚に障害のある人への要約筆記 による情報提供活動
6	手話サークル和み	技術	聴覚に障害のある人への手話による 情報提供活動
7	兵庫県立相生産業高等学校 「空飛ぶ車いす修理ボランティア」	技術	車いすを修理し、海外へ送る活動
8	相生市いずみ会 食生活改善ボランティアグループ	技術	食生活改善及び食育推進活動
9	相生市育児支援グループさくらんぼ	技術	子どもの一時預かり活動
10	相生ジュニアソフトテニスクラブ	技術	スポーツの振興を図る活動
11	相生市手づくり介護用品 ボランティアグループ	技術	介護用品の作製
12	傾聴ボランティアグループみみずく	技術	在宅高齢者等の傾聴活動
13	そうじるし本ぽ	技術	本の読み聞かせ活動
14	JAあいおい介護研究グループ	施設	施設訪問活動等
15	相生ユネスコボランティアグループ	施設	施設訪問活動等
16	語り部“阿礼”	施設	施設訪問活動等
17	こすもす倶楽部ボランティアグループ	施設	施設訪問活動等
18	支援ボランティアグループ	施設	施設訪問活動等
19	上・茶の湯生き生きクラブ	施設	施設訪問活動等
20	野の草園	施設	施設訪問活動等
21	A I O I すみれ少年少女合唱団	レク	施設訪問活動等
22	相生市太極拳協会	レク	施設訪問活動等
23	童謡の会	レク	施設訪問活動等
24	ナニ・ホアフラサークル	レク	施設訪問活動等
25	福井ミュージックファミリー	レク	施設訪問活動等

No.	グループ名	区分	主な活動内容
26	ボランティア音楽グループ のぞみ（希望）	レク	施設訪問活動等
27	オカリナ“どんぐり”	レク	施設訪問活動等
28	那波大避神社総代会	在宅	まちづくり活動
29	那波荒神社世話人会	在宅	まちづくり活動
30	那波福祉協議会	在宅	まちづくり活動
31	相生市社会福祉協議会双葉支部	在宅	まちづくり活動
32	相生市社会福祉協議会那波野支部	在宅	まちづくり活動
33	下土井ふれあいサロン	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
34	寺田ひまわり会	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
35	野々ふれあいサロン会	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
36	若狭野サロン	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
37	若狭野どんぐりサロン	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
38	ふれあいいきいきサロン那波野	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
39	こすもすサロン	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
40	千尋ボランティアグループふくろう会	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
41	那の花会	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
42	緑ヶ丘いきいきサロン	在宅	ふれあいいきいきサロン活動
43	竹の子ひろば	在宅	子育てひろば活動
44	どんぐりひろば	在宅	子育てひろば活動
45	那波いきいき広場	在宅	子育てひろば活動
46	緑ヶ丘ひろば	在宅	子育てひろば活動
47	矢野っこひろば	在宅	子育てひろば活動
48	ボランティアもみじ	在宅	地域ふれあい活動
49	もくれん市	在宅	地域ふれあい活動
50	にこにこクラブ	在宅	地域ふれあい活動

No.	グループ名	区分	主な活動内容
51	NPO法人ひょうご農業クラブ よりあいクラブ旭	労働	まちづくり活動
52	NPO法人ひょうご農業クラブ よりあいクラブ古池	労働	まちづくり活動
53	相生市花と緑の協会	労働	まちづくり活動
54	相生交通安全協会那波野・赤坂支部	労働	まちづくり活動
55	NPO法人相生いきいきネット	文・環	まちづくり活動
56	相生ココロン・クラブ	文・環	地域清掃活動等
57	相生ユネスコ協会	文・環	文化の振興を図る活動
58	相生湾自然再生学習会議	文・環	環境の保全を図る活動
59	雑草の会	文・環	地域清掃活動等
60	相生市日本語教室サポーター	文・環	外国人に日本語を教える活動
61	我楽多会	文・環	地域清掃活動等
62	Green Garden Oasis	文・環	緑化事業
63	相生和泉式部伝承の会	文・環	伝統・文化の継承
64	たんぽぽの会	文・環	まちづくり活動
65	ともしび会	文・環	まちづくり活動
66	しおさい健康生活ネットワーク	文・環	健康づくり活動
67	那波クラブ	文・環	まちづくり活動
68	佐方青少年健全育成協議会 ・佐方防犯パトロールグループ	文・環	地域安全活動
69	相生市少年育成センター	その他	子どもの健全育成活動
70	相生市消費生活研究会	その他	消費者の悪質商法被害防止を 図る活動等
71	相生らじお	その他	インターネットを利用した音声 と動画による情報発信等
72	相生ボランティア協会	その他	ボランティアグループの連絡等
73	相生市民生・児童委員協議会	その他	地域福祉活動
74	相生市障害者相談員	その他	障害ある人やその家族からの相談活動
75	ユニセフボランティアグループウィズ	その他	ユニセフへの募金協力活動

資料：相生市社会福祉協議会提供（平成 29 年 3 月末日現在）

2 つなごう！ ～地域共生の福祉ネットワーク～

(1) 人や地域のきずなづくり

取組み	内容	施策担当課
①世代間交流の推進	<p>世代間交流を推進するため、自治会、PTA、学校の連携により、身近な地域で世代を越えた関係づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自治会活動での多世代交流事業の推進 ■オープンスクールの実施 ■学校をフィールドとした地域、学校、家庭の連携（家庭教育学級の推進） 	<p>地域振興課 学校教育課 生涯学習課</p>
	<p>経験や知識を持つ高齢者等が地域文化を子どもたちやその親に伝えることができるよう、世代間交流が活発になるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県民交流広場の活用 ■高年クラブ活動の促進 ■子育て学習センターの強化 ■ふるさと交流館での多世代交流事業の実施 ■放課後子ども教室の実施 ■まちの子育てひろばの充実 	<p>地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 農林水産課 生涯学習課 社会福祉協議会</p>
②伝統・文化活動の推進	<p>子どもたちが生まれ育った地域を大切に思い、いきいきとした生活を送ることができるよう、地域の豊かな自然・文化・歴史・伝統を学べる機会の充実を図ります。また、環境保全や地域に伝わる伝統（行事や食）を通して、多くの人が交流できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境学習の実施 (あいおい播磨灘の里海づくり協議会との連携) ■ペーロン体験乗船の実施 ■食育活動の実施 (食と農を守るかあちゃんずとの連携) ■地域の催し物（祭り等）の奨励 	<p>地域振興課 環境課 農林水産課 生涯学習課</p>
	<p>市民交流型イベントへの市民参加を進め、地域振興と市民交流を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■相生市三大まつりの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・相生ペーロン祭 ・羅漢の里もみじまつり ・相生かきまつり 	<p>地域振興課</p>

取組み	内 容	施策担当課
③地域の交流 の場づくり	<p>生活支援コーディネーターを中心とした、地域資源の把握・開発やネットワーク化により、地域住民の自主的な活動を支援します。また、地域密着型サービス事業所等を「地域住民の活動拠点」とし、地域住民との交流を深められるよう働きかけ、定期的に訪問するきっかけづくりを支援し、顔なじみになった地域住民が、サービス事業所利用者への「話し相手」や「外出支援」等を行うボランティアの担い手となるよう支援していきます。</p> <p>■地域住民の自主活動支援や地域づくりへの支援</p>	長寿福祉室
	<p>身近な地域で介護予防としてのいきいき百歳体操を実施し、高齢者の生活改善と心身機能の維持向上を図ります。また、長く活動が継続できるようほかのグループとの情報交換等を行います。</p> <p>■いきいき百歳体操の普及・啓発</p>	子育て元気課
	<p>子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通してお互いの情報交換ができる交流の場である子育て学習センターやまちの子育てひろばの活動を支援します。</p> <p>■子育て学習センターの強化 ■まちの子育てひろばの充実</p>	子育て元気課 社会福祉協議会
	<p>生涯を通して、気軽にスポーツ活動を楽しめるよう、各種スポーツ行事や教室の充実を図り、「スポーツクラブ21」等関係団体の活動を支援します。</p> <p>■スポーツ大会の開催 ■スポーツクラブ21の支援</p>	体育振興課
	<p>日常的な居場所や交流の場となるように、ふれあいいきいきサロン活動を支援します。</p> <p>■ふれあいいきいきサロンの拡充</p>	社会福祉協議会

〈ふれあいいきいきサロン一覧〉

No.	サロ ン 名	場 所	開催日等
1	ふれあいいきいきサロン相生	相生公民館	第1木曜日
2	もくれん市	もくれんの家	第4木曜日
3	高齢者ふれあい昼食会	野瀬コミュニティ会館	第4木曜日
4	ふれあいいきいきサロン鰯浜	鰯浜公民館	第3木曜日
5	坪根クラブ	坪根公民館	月1回木曜日
6	千尋社協支部	県民交流ひろば「あおば」	第2・4木曜日
7	サロン・ドゥ・山手	陸公民館	第4木曜日
8	ふれあいいきいきサロン双葉	双葉公民館	第4木曜日
9	いきいきサロン古池	古池公会堂	2ヶ月に1回
10	ふれあい会食会	那波野地域福祉活動センター	第4木曜日
11	那の花会	生きがい交流センター	第1木曜日
12	竜泉町ふれあいいきいきサロン	竜泉町自治会館	不定期
13	佐方ふれあいサロン	佐方福祉センター	第2木曜日
14	緑ヶ丘いきいきサロン	緑ヶ丘自治会館	第1木曜日
15	入野秋桜（コスモス）会	入野公民館	第2火曜日
16	あじさいの会	野々公民館	第2火曜日
17	野々ふれあいサロン会	ふれあい会館	第2火曜日
18	こすもすサロン	福井公民館	不定期
19	若狭野サロン	若狭野公民館	第2火曜日
20	寺田ひまわりの会	寺田公民館	第2火曜日
21	下土井ふれあいサロン	下土井農業会館	不定期
22	生き生きサロンぬくもり	二木公民館	年4回

※:資料相生市社会福祉協議会提供（平成29年4月1日現在）

<まちの子育てひろば一覧>

No.	ひろば名	場 所	開 催 日
1	まちの子育てひろば	総合福祉会館	毎週月・金曜日 第1・3水曜日、第2・4木曜日
2	竹の子ひろば	陸公民館	毎月第4火曜日
3	Y・Yひろば	東部公民館	毎月第2・4水曜日
4	那波いきいきひろば	那波公民館	毎月第1火曜日 (1月・5月は第2火曜日)
5	矢野っこひろば	矢野交流広場	毎月第3水曜日
6	どんぐりひろば	若狭野多目的研修センター	毎週火曜日 第2・3火曜日、第1・2土曜日 第3・4木曜日
7	緑ヶ丘ひろば	緑ヶ丘自治会館	毎月第2水曜日
8	げんきっ子	小規模多機能型居宅介護事業所「ふたば」裏	毎月第2金曜日

資料：相生市社会福祉協議会提供（平成29年4月1日現在）

<事業所による子育てひろば>

No.	ひろば名	場 所	開 催 日
9	わいわいひろば相生	コープデイズ相生	毎月第4木曜日
10	あいこん	コープミニ相生東	毎月第2月曜日

(2) ともに支えあう地域づくり

取組み	内 容	施策担当課
①地域をつなぐネットワークづくり	<p>第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足しているサービス・支援体制の創出や担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報提供やサービス提供者間の連携の体制づくりを行っています。今後は、日常生活圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーター（協議体）を配置し、地域住民と多様な資源をつなげるための仕組みを作っていきます。</p> <p>■生活支援コーディネーターの設置</p>	<p>長寿福祉室 社会福祉協議会</p>
②福祉を支えるネットワークづくり	<p>高齢者や障害のある人、生活困窮者等支援が必要な市民を一人ひとりに適した生活支援・介護予防サービスにつなげるため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関と連携を図りながら、見守り活動を支援します。</p> <p>■見守りSOSネットワーク事業の推進 ■民生委員・児童委員との連携</p>	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 学校教育課 社会福祉協議会</p>
	<p>市民の暮らしと健康を確保するサービスを提供するため、福祉・保健・介護・医療等のサービスの各専門機関と各種団体等との連携を図ります。</p> <p>■地域相談支援機関連絡会議の開催 ■障害福祉サービス等事業所ネットワーク会議の開催 ■障害者基幹相談支援センターとの連携 ■地域包括支援センターとの連携 ■在宅介護支援センターとの連携 ■在宅医療・介護連携の推進 ■要保護児童対策地域協議会との連携 ■子育てネットワーク推進協議会との連携</p>	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課</p>

(3) わかりやすい相談支援体制の整備

取組み	内 容	施策担当課
①情報提供体制の充実	<p>市民がサービスや福祉に関する情報を広く入手することができるよう、情報の利用と活用を図るための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報媒体への相談事業の掲載 ■ 各種サービス利用のてびき・パンフレットの作成 	企画広報課 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会
②相談支援体制の充実	<p>多様化する住民ニーズに対応できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、各相談員の質の向上に努めます。また、市内の各相談機関や地域の相談員と連携するとともに、各種相談窓口及び相談員の周知・啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 職員研修 ■ 各種相談機関との連携 ■ ふれあい福祉相談所の充実 	関係各課 社会福祉協議会
③総合的な相談体制の構築 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重点取組</div>	<p>高齢者や障害のある人、子ども等支援が必要な市民が、自立した生活を地域で営むことができるよう、福祉、保健、介護、医療等、さまざまな相談に柔軟に対応できる総合的な相談支援体制の充実を図るなど、セーフティネットの構築を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合相談窓口（ワンストップサービス）の検討 	社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会
④身近な相談支援体制の充実	<p>専門的な相談や適切なサービス利用、地域ボランティアへの連携等がスムーズに行われるよう、各地域で気軽に相談ができる巡回相談の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種巡回相談の充実 	社会福祉課
	<p>民生委員・児童委員や福祉委員は、地域の最も身近な相談窓口であり、地域における支援体制の支柱となっています。民生委員・児童委員等がスムーズに活動できるよう、福祉制度に関する情報提供や資質向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉制度に関する研修の実施 	社会福祉課 社会福祉協議会

取組み	内 容	施策担当課
⑤専門機関による相談機能の充実	<p>相談機能の充実を図るよう各種専門機関に働きかけ、個人情報の保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。</p> <p>■福祉・保健・介護・医療等の専門機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援相談（生活自立相談窓口） ・障害者基幹相談支援センター ・地域包括支援センター ・子育て世代包括支援センター ・生活福祉資金貸付相談 	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p>

<くらしの相談>

相 談 名	場 所	問い合わせ
行政相談	総合福祉会館	総務課
人権相談		
弁護士による消費生活相談	市役所3号館	地域振興課
女性のための悩み相談	総合福祉会館・市役所3号館	
ひめじ若者サポートステーション 出張就労相談	総合福祉会館	
消費生活相談	市役所3号館	消費生活センター
知的障害者相談	総合福祉会館	社会福祉課
身体障害者相談		
精神障害者相談		
教育相談「相生サテライト」	総合福祉会館	赤穂特別支援学校
農地相談	農業委員会	農業委員会
あいおいっ子悩み相談	少年育成センター	少年育成センター
教育相談		
弁護士による法律相談	総合福祉会館	社会福祉協議会
ふれあい心配事相談		
融資相談	商工会議所	相生商工会議所
新規創業相談		
社会保険・労働・助成金相談		
司法書士による法律相談		
こころのケア相談	赤穂健康福祉事務所	赤穂健康福祉事務所
エイズ・肝炎相談		
栄養相談		
就活セミナー	ハローワーク相生	ハローワーク相生
年金出張相談	文化会館	姫路年金事務所

※予約が必要な相談があります。詳しい日程・連絡先は毎月の市広報紙をご覧ください。

3 まもろう！ ～安全・安心な暮らしと地域社会～

(1) 地域を見守る支えあいのしくみづくり

取組み	内 容	施策担当課
①見守り体制の強化	<p>障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、相談窓口の拠点として障害者基幹相談支援センターにおいて、さまざまな悩みごとに対し福祉サービス等の利用支援や入所施設等との調整を行います。また、相談の内容に応じて、必要な専門機関と連携しながら、解決に向けて支援を考えていきます。</p> <p>■障害者基幹相談支援センターとの連携</p>	社会福祉課
	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、地域包括支援センターと連携を行うとともに、見守りSOSネットワーク事業を推進していきます。また、ひとり暮らしの高齢者等に対し、アイアイコール等の通信手段を活用した安全体制事業の普及に努めます。</p> <p>■地域包括支援センターとの連携 ■見守りSOSネットワーク事業の推進 ■アイアイコール、お元気コールの普及</p>	長寿福祉室
	<p>子育てグループや支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりの充実に努めます。また、すべての乳児のいる家庭を訪問し、相談や子育て支援情報等の提供を行うことで、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。</p> <p>■子育てネットワーク推進協議会との連携 ■子育て世代包括支援センターとの連携 ■乳児家庭全戸訪問事業の強化</p>	子育て元気課
②小地域福祉活動の推進 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block; color: blue; font-weight: bold;">重点取組</div>	<p>社会福祉協議会支部等の地域ボランティアが、地域住民の寄りあいの場として開設し、レクリエーションや食事会等を通じて、住民同士が気軽に集えるふれあいいいきいきサロン活動を支援します。</p> <p>また、近隣住民の生活についての情報を共有するため、支え合いマップづくりを促進します。</p> <p>■社会福祉協議会支部との連携の強化 ■ふれあいいいきいきサロンの拡充 ■地域支え合いマップの作成</p>	社会福祉協議会

取組み	内 容	施策担当課
③地域ぐるみの子育て支援や見守り <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">重点取組</div>	<p>外出中にオムツ替えや授乳等で立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域ぐるみの子育て支援活動を推進するとともに、その所在を広く周知いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■赤ちゃんの駅の周知 <p>登下校時の事故や犯罪を防止するため、学校を中心とした地域の各種団体等の連携による通学パトロールを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■交通指導員の配置 ■スクールガードリーダーによる見守り活動の実施 ■学校支援ボランティア・少年育成センターの見守り活動の推進 ■PTAによる交通安全活動の実施 <p>子どもを犯罪から守る地域活動である「こどもを守るまちの駅」や「こどもを守る110番の家」の制度について、引き続き周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こどもを守るまちの駅の周知 ■こどもを守る110番の周知 	<p>子育て元気課</p> <p>危機管理課 学校教育課 生涯学習課</p> <p>学校教育課</p>
④地域住民による見守り活動の推進	<p>地域で支援を必要とする人に対し、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、高年クラブ等が行う地域ぐるみの見守り活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自治会や自主防犯組織等との連携（不審者や徘徊者等への見守り） ■民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」の実施 ■友愛訪問の実施 	<p>危機管理課 地域振興課 社会福祉課 長寿福祉室</p>

取組み	内 容	施策担当課
⑤権利擁護の推進	<p>西播磨成年後見支援センターと連携し、認知症や障害があるために判断能力が十分ではない人の契約をサポートする成年後見制度の周知・利用促進に取り組むとともに、身上監護や財産管理を担う市民後見人の養成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■成年後見制度の推進 ■市民後見人の養成 	<p>社会福祉課 長寿福祉室</p>
	<p>高齢者や障害ある人、児童等への虐待や暴力の防止を啓発するとともに、虐待や暴力を早期に発見し、早期対応につなげることができる取組みを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■障害者虐待防止センターとの連携 ■見守りSOSネットワーク事業の推進 ■要保護児童対策地域協議会との連携 ■家庭児童相談室の強化 	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課</p>

(2) 安全で安心して暮らせる地域づくり

取組み	内 容	施策担当課
①災害時の支援体制の強化 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; color: white; background-color: #0070c0; margin-top: 10px;">重点取組</div>	<p>自治会、民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、要援護状態にあるひとり暮らし高齢者や障害のある人等、災害時に支援を必要とする人を把握し、定期的な「避難行動要支援者名簿」の更新を行い、災害時に助けあう地域づくりを推進していきます。</p> <p>■避難行動要支援者の状況把握</p>	危機管理課
②地域防災体制の確立	<p>災害時に備え、避難場所等の周知・啓発を行います。また、災害時に防災行政無線を活用し、避難誘導等の情報伝達に努めます。</p> <p>■ハザードマップの周知 ■防災行政無線の活用</p>	危機管理課
	<p>災害に強いまちづくりを推進するため、地域住民による自主的な防災訓練の実施を支援します。</p> <p>■防災訓練の実施</p>	危機管理課
	<p>災害時に要援護者が安心して避難生活ができるよう、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・障害者支援施設等を福祉避難所に指定するとともに、医療・介護関係者を派遣するなど、長期にわたる避難生活におけるケア体制の確保に努めます。</p> <p>■福祉避難所へのケア体制の構築</p>	危機管理課 社会福祉課 長寿福祉室
	<p>災害時に市内外の災害救援ボランティアが円滑に活動できるような運営体制づくりに努めます。</p> <p>■災害救援マニュアルの運用</p>	社会福祉協議会

取組み	内容	施策担当課
③自主防犯活動の推進	<p>地域における犯罪を地域住民で防ぐため、今後も自治会、学校園、PTA等との連携を密にし、地域一体となった防犯活動を強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■防犯協会との連携 ■少年育成センターとの連携 ■防犯パトロールの推進 ■巡回補導活動の実施 	危機管理課 学校教育課
	<p>消費者団体及びくらしの安全・安心推進員と連携を密にし、消費者被害防止に向けたキャンペーン等を引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■消費生活研究会との連携 	地域振興課
④交通安全対策の推進	<p>高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を実施し、警察署や交通安全協会をはじめ地域の団体等との連携を図り、地域ぐるみの交通安全対策を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■警察署や交通安全協会との連携 	危機管理課
	<p>通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校、道路管理者及び警察署等の関係機関と連携を図り、通学路の安全確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■通学路安全対策アドバイザーとの連携 	学校教育課
⑤緊急時における支援体制の強化	<p>ひとり暮らし高齢者や障害のある人等支援を必要とする人が、緊急事態発生時に迅速で適切な救護対応ができるよう、救急医療情報キットやあんしん見守りグッズ、アイアイコールの設置を呼びかけます。また、「ヘルプカード」の普及啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヘルプカードの普及啓発 ■あんしん見守りグッズの普及啓発 ■救急医療情報キットの普及・更新 ■アイアイコールの普及 	社会福祉課 長寿福祉室

4 つくろう！ ～適正なサービスと福祉の基盤～

(1) 適切なサービス利用のしくみづくり

取組み	内 容	施策担当課
①地域のニーズを把握するしくみづくり	<p>各地区の自治会やボランティアグループ、障害のある人等の当事者団体との意見交換を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。</p> <p>■市民トーク・地域座談会の実施</p>	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p>
	<p>行政、社会福祉協議会、福祉事業所等が連携し、各自が把握している福祉ニーズを持ち寄り地域が抱える問題を共有化するとともに、地域の社会資源の開発、地域支援ネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、地域課題の把握に努めます。</p> <p>■地域相談支援機関連絡会議の開催 ■障害福祉サービス等事業所ネットワーク会議の開催 ■地域ケア会議の開催 ■高齢者実態把握事業の実施 ■子育てネットワーク推進協議会との連携</p>	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p>
②地域に適したサービスの提供	<p>誰もが住み慣れた地域で今後も安心して生活できるよう、地域の資源を活用し、地域のニーズや課題に沿って柔軟に対応し活動しているボランティアグループやNPO法人、各種関係団体を支援するとともに、地域密着型サービス事業所の整備を検討します。</p> <p>■地域密着型サービス事業所の整備の検討 ■オレンジ・サロン（認知症カフェ）の運営支援 ■認知症ケアネットの作成 ■ファミリー・サポート・センター活動の強化</p>	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課</p>
③住民主体のサービスへの支援	<p>福祉、子育て、教育、環境、まちづくり等地域を元気にするビジネスの起業に関心のある人に対し、必要な基本的な知識やノウハウなど、事業の立ち上げまでの支援を行います。また、地域密着型福祉活動を行うNPO法人の設立に対する相談・支援を行います。</p> <p>さらに、既存のNPO法人との連携を図ります。</p> <p>■コミュニティビジネス支援の実施 ■NPO法人との連携</p>	<p>地域振興課 子育て元気課 社会福祉協議会</p>

取組み	内 容	施策担当課
④サービスを評価するしくみづくり	<p>福祉サービスの質の向上とサービス利用者を適切なサービス選択に結びつけることを目的に、福祉事業者 に第三者評価事業の受審を働きかけます。</p> <p>また、高齢者施設では、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所では自己評価と利用者や地域住民等が参画する運営推進会議を利用し、提供しているサービス内容について、外部評価を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者評価事業の受審の促進 ■ 運営推進会議による外部評価の実施 ■ 地域密着型サービス事業所への指導 	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課</p>
⑤質の高いサービスの提供	<p>福祉関係機関や関係部署における専門性を高めるため、研修機会の充実を図り、必要な専門的人材の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 専門的な研修会への参加 ■ 専門的な人材の確保 	<p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p>

＜市内で活動しているNPO法人＞

名 称	主たる所在地	活動の目的	認証年月日
特定非営利活動法人 NPOひょうご農業 クラブ	若狭野町 寺田176番地	農業自営者、農業志願者、消費者などに対して、これらのもののネットワークを創造することにより、農村と都市の人的、文化的な交流の促進、有機無農薬栽培など体にとって安全、安心な農産物づくりの推進、自然環境の保護、食料・農業・地域文化・環境などの学習に関する事業を行い、もって、人々がつくる喜びと食べる喜びを味わいながら心身ともに健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。	平成13年 1月4日
特定非営利活動法人 自立支援プラザ相生	旭1丁目 6番28号	市内在住の障害のある人に対して、障害者就労支援事業、日常生活機能訓練事業、障害者福祉に関する相談・助言事業、発達障害児等療育事業、障害者福祉に係わる支援員等人材養成事業等による障害のある人の自立と社会参加への自立支援と障害者福祉の増進を図るとともに、福祉会館等公共施設の管理・清掃事業等により市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	平成18年 2月20日
特定非営利活動法人 相生いきいきネット	相生3丁目 3番20号	相生のまちを愛する市民を増やし、市民が相生の価値を再認識できるように、主体的に地域づくりを推進する事業を行い、地域住民がいきいきと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。	平成21年 9月18日
特定非営利活動法人 あいあいひろば	相生3丁目 2番6号	相生地区住民とその関係者に対して、「あいあいひろば」の運営を通じて交流の輪を広げ、高齢化率の高い当地区におけるいきいきとした地域コミュニティづくりに寄与することを目的とする。	平成22年 9月21日
特定非営利活動法人 西播磨元気会	矢野町 下田413番地	広く一般市民や農業に興味を持つ人々に対して、地元農産物の普及事業、農業体験に関する企画の運営・実施、遊休農地の再生・保全・管理等に関する事業を行い、農村と都市の人的・文化的な交流を通じて、地域の振興と活性化に寄与することを目的とする。	平成22年 10月20日

名 称	主たる所在地	活動の目的	認証年月日
特定非営利活動法人 いぶき	矢野町 上 124 番地	障害のある人に対して障害の軽減と地域社会への参加に関する事業を行うとともに、地域社会への貢献を行い、障害のある人がともに生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 23 年 11 月 18 日
特定非営利活動法人 元気アップみのり	大島町 3 番 4 号	障害のある人に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 23 年 3 月 18 日
特定非営利活動法人 相生すぽーつ Net	那波大浜町 9 番 8 号	幼稚園児から中高年齢者までの男女を対象に、さまざまなスポーツ教室、スポーツ大会の開催・運営を行うことで、体力・運動能力の向上と健全な心身の育成を図り、子どもから大人まで幅広い年代の人たちとの交流を深めることにより、スポーツの振興と子どもの健全育成、健康増進に寄与するとともに、空き缶プルトップ、ペットボトルのキャップ等の収集事業を通じて、環境に優しいライフスタイルを実践し、将来にわたり持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。	平成 24 年 7 月 20 日
特定非営利活動法人 Yanoshō	矢野町 下田乙 35 番地	世界中の手作り作家とともに、兵庫県相生市を世界一の農芸都市とすることを目的とする。	平成 26 年 12 月 19 日
特定非営利活動法人 さくらん	若狭野町 福井 134 番地 1	障害のある人をはじめ、あらゆる就業が困難な人に対して、労働権及び自立の確立を目指し、既存の労働者市場の支援に加え、生産能力の低い労働者の社会参加を可能とする新規労働者の市場の開拓を支援する事業を行い、その結果を広く社会に啓発することで、共生社会の実現に寄与することを目的とする。	平成 28 年 12 月 9 日

(2) 生活困窮者支援対策の推進

取組み	内 容	施策担当課
①生活困窮者への支援体制づくり <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; color: white; background-color: #0070c0; margin-top: 10px;">重点取組</div>	<p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある世帯に対し、生活困窮状態から脱却し自立した生活ができるよう、包括的な支援を実施します。また、社会福祉協議会と連携し、一時的な生活困窮者に対し、生活資金の貸付、食料等の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者自立支援事業の実施 ■生活福祉資金貸付事業の実施 ■生活困窮者食料等支援事業 	社会福祉課 社会福祉協議会
②ひきこもり者への支援体制づくり	<p>ひきこもりが長期化することで本人やその家族が孤立、困窮するケースが顕在化する中、ひきこもり者の実態を把握し、必要な支援を行うことができる体制づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ひきこもり者の実態把握 ■ひめじ若者サポートステーションとの連携 	社会福祉課 社会福祉協議会

(3) 社会参加のための基盤づくり

取組み	内容	施策担当課
①公共交通機関の利便性の確保	<p>自動車の普及や生活スタイルの変化等により、公共交通サービスの必要性が高まっています。</p> <p>高齢者や障害のある人等移動に支援の必要な人のための公共交通のあり方について、バス、タクシー等の交通機関と連携し、利用者のニーズに対応した利便性の高い公共交通サービスの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「相生市地域公共交通総合連携計画」の推進 ■デマンドタクシーの試験運行 	地域振興課
②移動手段等の確保	<p>車いす等の利用により、既存の交通手段が利用困難な人に対し、外出支援を行います。</p> <p>また、あいおい運転ボランティアグループの活動に対する支援及び担い手の育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いす利用者の移送サービス（しあわせ基金事業） ■あいおい運転ボランティアの養成 	長寿福祉室 社会福祉協議会
	<p>障害のある人の外出支援を行うため、福祉タクシーの助成や自動車改造費の助成を行うとともに、兵庫ゆずりあい駐車場の周知・啓発に努めます。</p> <p>また、高齢化に伴う移動制約者に対し、地域特性にあった持続可能な外出支援のあり方について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各種助成制度の周知 ■兵庫ゆずりあい駐車場の周知・啓発 ■多様な主体による外出支援サービスの検討 	社会福祉課 長寿福祉室
③バリアフリー化・ユニバーサル社会づくりの推進	<p>多くの市民が利用する公共施設について、高齢者や障害のある人に配慮したスロープや手すり、エレベーター、多目的トイレの設置等バリアフリーのまちづくりを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■兵庫県福祉のまちづくり条例の推進 	社会福祉課 都市整備課
	<p>公共施設や道路等のバリアフリーの現状を把握し、誰もが暮らしやすく活動できるユニバーサル社会づくりの定着を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の推進 	社会福祉課 都市整備課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民のみなさまです。住み慣れた地域で助けあえる社会を実現させるため、身近な地域で一人ひとりの主体的な地域福祉活動が推進されるとともに、市民、関係団体、社会福祉協議会、行政による協働の取組みが不可欠です。

そのためには、市民、地域で活動するボランティア、NPO法人、関係団体・関係機関や事業者等、地域に暮らすすべての人が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

そのうえで、計画を推進していくにあたっては、地域福祉の担い手が、それぞれの役割を果たしながら、お互いにつながりを持ち、協働して取り組んでいくことが重要となります。

(1) 市民の役割

基本理念の「助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち」の実現を目指し、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを再確認していただくことが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いや地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り活動等の日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事、ボランティア活動等に積極的に参加することが求められています。

(2) ボランティア、NPO法人等関係団体の役割

ボランティア、NPO法人等の関係団体は、行政にはできない柔軟な運営が期待できるため、助けあい支えあう地域社会の構築に向けて必要となる、人と人をつなぐ大きな力を持っています。市民に対し、活動参加の機会を提供し、その専門的な知識を活かし、社会福祉協議会や自治会等と連携し地域福祉活動を支援する役割が求められています。

(3) 民生委員・児童委員の役割

市民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、地域で複雑な生活課題を抱える市民にとって、身近な相談相手となり、適切な福祉サービスが得られるよう情報提供や援助を行い、市や社会福祉協議会と情報を共有し、連携した地域福祉活動に取り組むことが求められています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らし続ける福祉のまちづくりの実現に向けて、地域住民、活動団体、事業者、関係機関等幅広い分野の参加と協力のもと、地域福祉活動を推進する調整役としてさまざまな活動を行っています。地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、当事者支援活動やボランティア活動の推進に取り組んでいます。

今後も、地域福祉活動に参加するメンバーの力を効果的に活用し、地域福祉のコーディネーターとして、地域拠点づくりや人材の発掘・育成、地域住民のニーズをふまえた各種団体等への支援と連携に取り組むことが求められています。

(5) 民間事業者の役割

民間事業者は、福祉サービス等の提供者として、地域住民の多様なニーズに応え、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められています。

一方、企業は、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。地域に暮らす高齢者や障害のある人の就業機会の拡充や地域でのボランティア活動等に取り組みながら、地域とのつながりを持つことで、地域社会への貢献が求められています。

(6) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた、公的な福祉サービスの提供や行政による支援は、今後も実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や各種団体・機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供等、主体的に地域福祉活動に参加できるよう、必要な支援を行います。

本計画の推進にあたっては、少子高齢化、地方分権等の社会環境の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化に対応しつつ、施策のはざまにある福祉課題へ対応するため、高齢者施策や障害者施策、子育て支援施策等各部門施策間の整合性を高めます。

地域福祉は、福祉・保健・介護・医療をはじめ、さまざまな分野と密接に関連するため、福祉施策だけでなく、全庁的なまちづくりを通じてより効果が見込めるよう、関係部局と緊密な連携を図ります。また、庁内関係各課だけでなく、社会福祉協議会、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関・団体との連携を強化し、本計画を効果的に推進していきます。

2 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき市民と行政が協働して取り組むべきものです。

計画策定後は、学識経験者や市内の関係機関、関係団体等で構成する「相生市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の推進に関し必要な項目について審議し、計画の進捗状況の確認、評価等を行います。

また、進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

<PDCAサイクル図>

